

小平市

農業振興計画



小平市

平成30(2018)年3月

小平市農業振興計画の策定にあたって

平成 27 年 4 月に、都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的として、都市農業振興基本法が制定されました。

小平市においても、市内農業は新鮮な農産物を生産・供給するとともに、都市の中の貴重な緑地空間として、防災機能や環境、景観の保全、潤いとやすらぎの場として、さらには学校教育や生涯学習の観点からも重要な役割を果たしています。

しかし、小平市の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化、担い手や後継者の不足に加え、農地制度や相続税をはじめとする税制の問題に直面しています。

このような状況のなかで、いかにして市内の農地、農家や農業従事者の減少を食い止め、産業としての農業を維持するとともに、農地と共存する環境を保全していくかが課題となっています。

この農業振興計画は、平成 30（2018）年度から平成 39（2027）年度までの 10 年間の計画であり、現在の市内農業の抱える課題を解決する施策とともに、今後の社会経済情勢の変化やそれに伴う制度変更を見据えて検討を進めていく事にも及んでいます。

本計画に基づき市内農業を振興するためには、市や農業者の取組だけでなく、市民をはじめ、農業関係団体や民間団体など多くの方が連携し、それぞれが主体的に取り組んでいく必要があります。「都会から一番近いプチ田舎」として小平市の魅力を高めていくために、今後も、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画策定に当たり、ご尽力いただきました小平市農業振興計画検討委員会の委員の皆様、並びにアンケート調査やヒアリング調査等、様々な場面でご協力いただいた農業者及び市民、関係団体の皆様に、心から感謝申し上げます。

平成 30（2018）年 3 月



小平市長

小林正則

目次

■ 第1章 策定の趣旨と位置づけ	1
1. 策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画期間	2
■ 第2章 小平市の農業の概要	3
1. 小平市の農業の概要	3
2. 小平市第二次都市農業基本構想の概要	3
■ 第3章 小平市の農業の現状	5
1. 小平市第二次都市農業基本構想の進捗状況	5
2. 統計データから見える農業の現状	5
3. その他の基礎調査から見える農業の現状	6
4. 小平市の農業の現状のまとめ	8
■ 第4章 将来像と基本方針	9
1. 目指すべき将来像	9
2. 基本方針	9
3. 基本指標の設定	10
■ 第5章 農業振興の目標	14
1. 農業生産と経営の改善、向上	14
2. 担い手の育成、確保	14
3. 農地の保全と有効活用	14
4. 農業と市民の交流の促進	14
5. 緑と農地と共存する、暮らしやすいまちの実現	14

■ 第 6 章 取り組むべき課題	15
1. 農家、農地の減少を止める	15
2. 農業の稼ぐ力の向上	15
3. 担い手の確保	15
4. 異業種との連携	15
5. 市民が農業と関わる機会の提供	15
6. 緑と農地と共存する住環境の維持	16
■ 第 7 章 計画の体系図	18
計画の体系図	18
■ 第 8 章 農業振興プログラム	20
I. 農業経営基盤強化のための施策	21
II. 農のあるまちづくりのための施策	37
■ 第 9 章 計画の推進体制	55
1. 農業振興の担い手	55
2. 庁内推進体制	56
3. 計画の効果測定、評価、見直し	56
4. 推進主体及びスケジュール	58
■ 資料編	66
■ 用語解説	70

第1章

策定の趣旨と位置づけ

1. 策定の趣旨

小平市は、平成19年3月に「小平市都市農業基本構想」と「小平市都市農業振興プラン」を一本化した、「小平市第二次都市農業基本構想」（平成29年3月変更）を策定し、市内農業を都市の強みを活かした都市農業として発展させる施策を展開してきました。しかし、農業を取り巻く環境は大きく変化し、農業従事者の高齢化、担い手や後継者の不足等により農地が年々減少する一方、新鮮で安全な農産物の供給による、地産地消に対する市民の関心の高まりとともに、都市の中の貴重な緑地や防災空間など多面的機能を有する都市農業の重要性が認識されてきています。

また、平成27年4月、都市農業振興基本法が制定され、国においても、都市農業振興基本計画が策定され、都市農業の振興に関する施策についての、基本的な方針が示されました。

本計画は、現在の農業を取り巻く状況や小平市第二次都市農業基本構想の成果を踏まえ、「小平市第三次長期総合計画」（平成18年3月）や「小平市産業振興基本計画」（平成30年3月）の計画事業内容に基づき、市内農業を都市農業として振興を図るために、「小平市農業振興計画（以下、「本計画」という。）」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、以下の計画等との整合、連携を図り、策定するものです。

(1) 市の計画との関係

本計画は、「小平市第三次長期総合計画基本構想」に即して策定されるものであり、「小平市産業振興基本計画」の農業分野の施策を具体的に示すものです。また、小平市の各分野の計画と相互に整合を図るものです。

(2) 国、東京都の法令等による位置づけ

本計画は、「食料・農業・農村基本法」に示された都市農業の振興の趣旨を踏まえて策定されるものであり、同時に、「農業経営基盤強化促進法」の農業基本構想として位置づけるものです。

また、「都市農業振興基本法」における、小平市の地方計画を兼ねるとともに、「東京農業振興プラン」との整合を図り、連携して推進します。

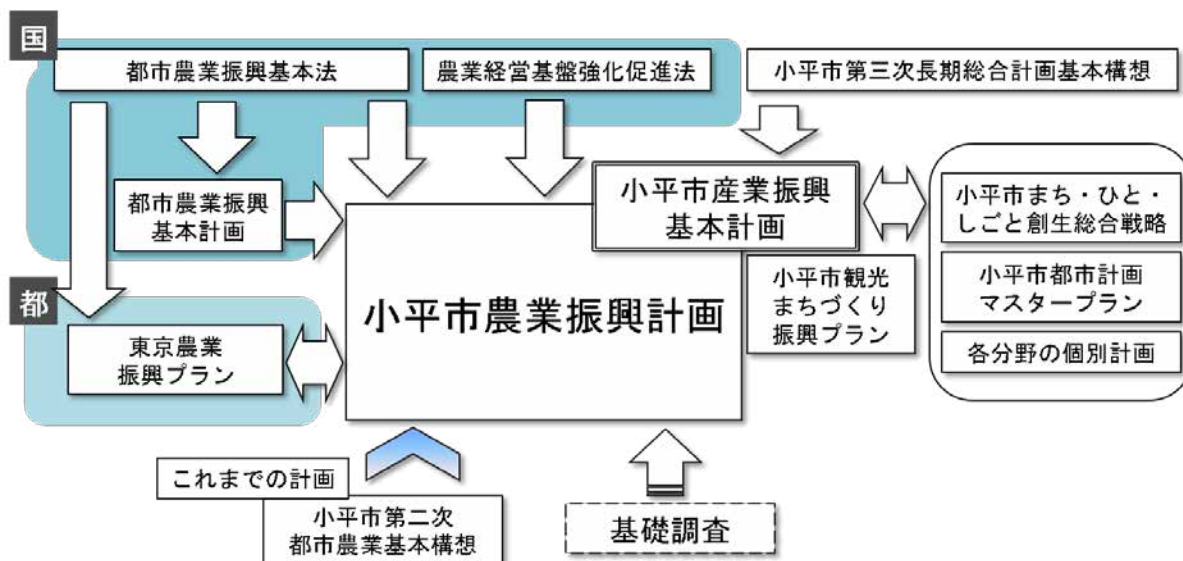


図 1-1 本計画の位置づけ

3. 計画期間

本計画の対象期間は、平成 30（2018）年度から平成 39（2027）年度までの 10 年間とします。

なお、期間内においても、社会情勢の変化や農業振興施策の進行状況等により、必要に応じて見直しを行います。

1. 小平市の農業の概要

都市農地は、高度成長期に伴う開発需要により、宅地や工業用地等への転換が増加し、多くの農地が失われ、現在も減少傾向にあります。また、農業の担い手の高齢化や後継者不足、農地制度、税制度等により、将来、都市から多くの農地がなくなることが懸念されています。農業経営についても不動産収入等、農外収入により都市農業が維持されているのが現状です。しかし、近年、安全で安心な農産物や食育などに対する意識の高まりや、都市環境や緑地空間、防災空間など農業・農地の多面的機能が評価され、都市農地は都市住民の生活に重要な役割を果たしています。

小平市の農業は、歴史ある農地の形成が現在でも継続しています。江戸時代に玉川上水が通水し、生活のための水が確保され、入植した農家により、青梅街道や東京街道など街道に沿って新田開発が始まりました。東西方向の街道に沿って集落が列状に形成され、それにともない耕地も街道に直角に短冊のように区画され並列しており、現在も、青梅街道など主要街道を中心に短冊形の農地が広がっています。

2. 小平市第二次都市農業基本構想の概要

第二次都市農業基本構想においては、農業の将来像を具体化するために、以下の6つの基本方針に基づき、施策展開を図りました。

(1) 農業生産と経営の支援

合理的な経営を目指すとともに、認定農業者の育成、安全で安心な農産物の生産、地域内循環の仕組みづくりを進めます。また、農業関係団体の組織強化を進め、団体相互の連携を深めます。

(2) 担い手の育成

後継者や担い手が不足している状況から、農業後継者、女性農業者等への支援を行うことや、新規就農者など新たな担い手の育成、援農制度の強化、農業に関心のある市民や団体等との連携を図ります。

(3) 販売、流通の推進

多様な直売や新たな販路の拡大、地場農産物活用の仕組みづくりを図ります。特産品を活用した観光、商工業との連携や、新たな特産品づくりを進めます。

(4) ふれあい農業の推進

小平市の農業振興を進めるためには、市民の農業に対する理解を深めることが大切です。市民が気軽に農業に触れることができるように、情報提供や交流の場づくり、多様な農業体験の場を提供し、農業者と市民との協働による取組を目指し、農業の活性化を進めます。

(5) 農地の保全と有効活用

都市農地は相続や担い手の減少等、様々な要因で減少傾向にあります。農業生産だけでなく、防災機能や景観等多面的な機能を活かすことや、市民の利用による農地保全を進めます。

(6) 農のあるまちづくりの推進

農業を活かしたまちづくりを進めていくために、小平市の農業の実態を的確に把握し、農業振興施策を講じ、評価を行うとともに、小平グリーンロード等資源の活用や関係団体、機関、庁内関係課等、様々な連携を図ります。

また、第二次都市農業基本構想の考え方として、農業者自身の努力とその支援を進めるとともに、市民にも農業への理解を深め、農業者と市民の協働による取組により、販売システムや担い手の育成を図り、農業者、市民が一体となった農業の振興を目指します。

下表は第二次都市農業基本構想の基本目標の現状です。農家戸数、農地面積、農業従事者数、認定農業者を目指す農家数、農地利用集積率のいずれの項目も目標値を下回っています。これは、特に農家戸数、農地面積、農業従事者数については、その減少が相続の発生の影響を大きく受けたことや、後継者の確保が十分でなかったことが要因と考えられます。また、認定農業者を目指す農家数については、認定農業者数が平成17年度は1戸であったところ、61戸まで大幅に増加したものの、目標の80戸を達成するには、認定農業者となるメリットが十分に浸透していなかったことが課題となっています。

表 2-1 小平市第二次都市農業基本構想の基本目標の現状

	平成17年度実績	目標値	平成27年度実績
農家戸数	402戸	382戸	312戸
農地面積	239ha	210ha	194ha
農業従事者数	880人	788人	757人
認定農業者を目指す農家数	—	80戸	61戸
農地利用集積率	—	30%	23%

第3章

小平市の農業の現状

第3章

小平市の農業の現状

本章では平成28年に調査を実施した「小平市産業振興基本計画及び小平市農業振興計画の策定に向けた基礎調査報告書」より抜粋し、小平市の農業の現状を考察します。

1. 小平市第二次都市農業基本構想の進捗状況

第二次都市農業基本構想について、重点事業ごとに進捗状況を示したものが下の表です。これによれば、「認定農業者の育成」「学校給食への供給拡大」「多様な農業体験の場の提供」については順調に進捗しています。

また、「地域内資源循環システムづくり」「販売形態の拡大」「特産品（農産物）の振興」についてもおおむね順調に進捗していますが、「多様な農地の保全と活用」と「関連計画による農地の位置づけ」については今後の評価が必要となります。

表 3-1 小平市第二次都市農業基本構想の重点事業の進捗状況

重点事業	進捗状況
認定農業者の育成	○ 認定農業者数平成17年:1戸→平成27年:61戸
地域内資源循環のシステムづくり	○ 給食センター食品残渣を使用して栽培した農作物を給食センターで使用 学校給食の廃油を利用したトラクターを使用して栽培した農作物を学校給食に納品
販売形態の拡大	○ JA東京むさし小平ファーマーズ・マーケット リニューアルオープン
学校給食への供給拡大	◎ 小学校給食納入率平成17年:3.9%→平成28年:28.5%
特産品（農産物）の振興	○ ブルーベリーまつり、ブルーベリーワインまつり開催
多様な農業体験の場の提供	◎ 体験農園数平成17年:0園→平成28年:4園 学童農園数平成17年:17園→平成28年:19園(全校)
多様な農地の保全と活用	△ —
関連計画による農地の位置づけ	△ —

◎…進んでいる ○…おおむね進んでいる △…少し進んでいる

2. 統計データから見える農業の現状

小平市には、平成27年時点で228戸の農業経営体があり、経営耕地面積が0.3ha以上1.5ha未満の農業経営体が全体の80%以上を占めています（「小平市産業振興基本計画及び小平市農業振興計画の策定に向けた基礎調査報告書」（平成29年3月）、農林水産省「農林業センサス」）。また、平成17年から平成27年の10年間で、農業経営体数は98戸減少しており、規模別に見ると、特に1.0ha未満の農家の減少が顕著になっています。

平成27年の小平市の専業農家数は106戸（49.3%）と販売農家全体の約半数を占めており、隣接7市の中で最も高い比率となっています。また、兼業農家のうち第1種兼業農家数は17戸（7.9%）、第2種兼業農家は92戸（42.8%）となっていることから、小平市の販売農家は、専業農家と第2種兼業農家にほぼ二分されています。また、平成17年から平成27年までの時系列で見ると、小平市に

において専業農家数はやや増加している一方で、兼業農家数(特に第2種兼業農家数)が大幅に減少しています。

小平市では、出荷先として最も多いのが「消費者に直接販売(172件、75.4%)」であり、そのうち「自営の農産物直売所(137件、60.1%)」が最多となっています。次に多い出荷先としては、「卸売市場(49件、21.5%)」、「JA(48件、21.1%)」となっています。小平市では、「野菜類(177件、77.6%)」を作っている農家が最も多く、次いで「いも類(91件、39.9%)」、「花き類・花木(33件、14.5%)」となっています。隣接7市と比較すると、「野菜類」の作付割合がやや高くなっています。

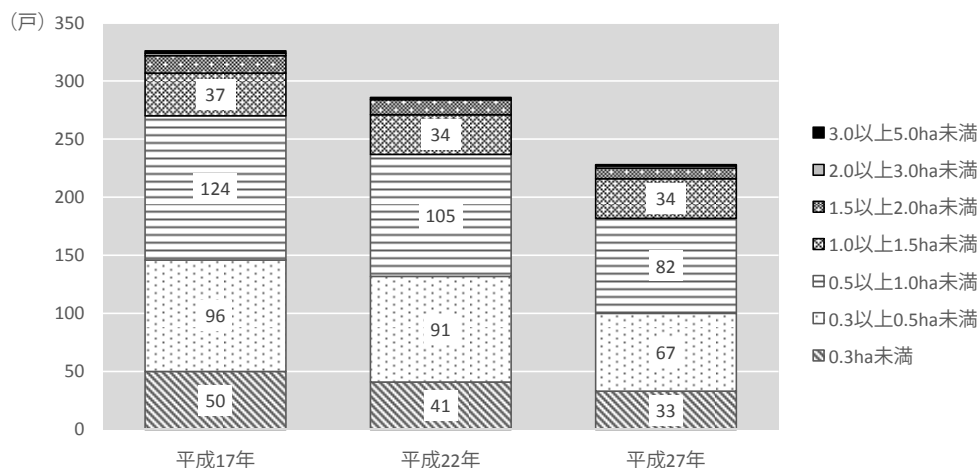


図3-1 小平市の経営耕地面積別農業経営体数

(出典) 農林水産省「農林業センサス」

3. その他の基礎調査から見える農業の現状

「小平市産業振興基本計画及び小平市農業振興計画の策定に向けた基礎調査報告書」によれば、農畜産物別で農業収入が最も多いものは露地野菜で、次いで果樹です。現在行っている販売方法では個人での直売が最も多く、今後行いたい販売方法においても個人での直売が最も多くなっています。

また、今後の農地の方向性については、現状を維持したいとする回答が最も多く、次いで相続等の税負担のため現状維持は困難となっています。収入は不動産等の農外収入に大きく依存していますが、農業収入の増加を望む声は強いものとなっています。

所有農地面積の大きな農家は、後継者がいる割合が高くなっています。休日や労働時間を定める等、ワークライフバランスのとれた農業経営を実践、検討している農家も一定数みられます。

有機栽培や減農薬栽培など付加価値の高い農業を行う上での課題は、手間や費用がかかることです。また、農家からは、農産物の販売を通じた市民との交流を望む声もあります。

表 3-2 農畜産物別の農業収入の順位

(有効回答数:277)

	第1位(◎)		第2位以降(○)	
	件数	割合	件数	割合
1. 露地野菜	95	34.3%	115	41.5%
2. 施設野菜	6	2.2%	35	12.6%
3. 植木・造園	10	3.6%	21	7.6%
4. 花卉	4	1.4%	15	5.4%
5. 果樹(ぶどう、なし、ブルーベリー、柿など)	25	9.0%	68	24.5%
6. 果樹(うめ、くり)	6	2.2%	55	19.9%
7. その他	3	1.1%	12	4.3%
合計	149	53.8%	321	115.9%

(出典) 平成 29 年 3 月小平市産業振興基本計画及び小平市農業振興計画の策定に向けた基礎調査報告書

表 3-3 今後の農業経営の方針

(有効回答数:251)

	件数	割合
1. 施設活用による高収益を目指す	55	21.9%
2. 新技術導入による高収益を目指す	44	17.5%
3. 有機、減農薬、無農薬栽培に取り組む	54	21.5%
4. 省力型の農業に取り組む	94	37.5%
5. 土づくりを重視した農業に取り組む	55	21.9%
6. 市民農園などの市民的利用を図る	27	10.8%
7. 農業体験農園などの市民的利用を図る	6	2.4%
8. 観光農園の導入を図る	9	3.6%
9. 少量多品目の農業を進める	68	27.1%
10. 多量少品目の農業を進める	31	12.4%
11. 農作業の委託や市民の支援を募る	21	8.4%
12. 新たな作目を導入し高収益をめざす	38	15.1%
13. 商品開発や農産物加工によって特産品をつくる(農業の6次産業化を含む)	9	3.6%
14. その他	17	6.8%
合計	528	210.4%

(出典) 平成 29 年 3 月小平市産業振興基本計画及び小平市農業振興計画の策定に向けた基礎調査報告書

表 3-4 収入項目別の収入の有無

(有効回答数:283)

	最も収入が多い(◎)		当てはまる(◎+○)	
	件数	割合	件数	割合
1. 農業収入	15	5.3%	153	54.1%
2. 不動産収入	148	52.3%	251	88.7%
3. 給与収入	11	3.9%	45	15.9%
4. 年金収入	5	1.8%	108	38.2%
5. 市民農園、体験農園、学童農園などの農業指導による収入	1	0.4%	5	1.8%
6. その他	1	0.4%	4	1.4%
合計	181	64.0%	566	200.0%

(出典) 平成 29 年 3 月小平市産業振興基本計画及び小平市農業振興計画の策定に向けた基礎調査報告書

表 3-5 有機栽培、減農薬栽培の課題

(有効回答数:222)

	最も当てはまる(◎)		次に当てはまる(○)	
	件数	割合	件数	割合
1. 有機物が手に入らない・入りにくい	11	5.0%	18	8.1%
2. 有機栽培用の種苗が手に入らない・入りにくい	2	0.9%	8	3.6%
3. 手間や費用がかかる	52	23.4%	60	27.0%
4. 収量が低くなる	1	0.5%	41	18.5%
5. 虫食いなどで売れないなど心配である	31	14.0%	76	34.2%
6. 周辺農家と一緒に行わないと難しい	3	1.4%	28	12.6%
7. 技術・知識が十分でない	22	9.9%	65	29.3%
8. その他	2	0.9%	11	5.0%
合計	124	55.9%	307	138.3%

(出典) 平成 29 年 3 月小平市産業振興基本計画及び小平市農業振興計画の策定に向けた基礎調査報告書

表 3-6 望んでいる地域住民との交流方法

(有効回答数:257)

	件数	割合
1. 農産物の販売を通じた交流	154	59.9%
2. 農産物の調理方法の講習等による交流	15	5.8%
3. 農作業への協力、農業体験による交流	47	18.3%
4. 地域の行事等による交流	78	30.4%
5. 学童農園など学校を通じた交流	11	4.3%
6. 農業体験農園の設置による交流	10	3.9%
7. 観光農園の設置による交流	17	6.6%
8. 農地周辺の緑化や花の植栽などによる交流	23	8.9%
9. まちづくりについての懇談会による交流	12	4.7%
10. 関心がない	58	22.6%
11. その他	7	2.7%
合計	432	168.1%

(出典) 平成 29 年 3 月小平市産業振興基本計画及び小平市農業振興計画の策定に向けた基礎調査報告書

4. 小平市の農業の現状のまとめ

市内では、多種多様な農業経営（体験農園、直売型、市場型など）が行われており、庭先直売所が多くあります。また、生産緑地面積や学童農園の実施、学校給食の地場産農産物導入率も市内では上位となっており、これらが小平市の農業の特徴といえます。さらに、消費者と農地の距離が近いことによる地産地消も都市農業の強みであり、市民からも地産地消による新鮮な農産物の供給が最も期待され、次いで化学合成農薬や化学肥料の使用を減らした安全な農産物の供給が期待されています。市民の多くが定期的に小平産農産物を購入しており、スーパーマーケットなどで小平産農産物を購入することや、農作業や農業体験へのニーズがあります。

また、自然環境の良さは事業所にとっての立地上の強みとなっており、市内在勤者の小平産農産物の購入ニーズも一定程度あります。

一方で、農業に関する市民への情報発信は少なく、個人直売所の営業時間の短さなど、市民のニーズ（需要）と農家の意識（供給）の差が見られます。また、少子高齢化による農業の人手不足は重要な問題であり、後継者をはじめとする農業の担い手の確保が重要となっています。

第4章

将来像と基本方針

第4章

将来像と基本方針

1. 目指すべき将来像

緑と農地と共存した小平市の住環境への市民の評価は非常に高く、市民の満足度向上に貢献しているほか、居住者や観光客を呼び込む上でのポイントとなっています。事業所にとっても自然環境の豊かさが企業立地上のメリットとなっています。新鮮な農産物を生産する農地が、防災機能や景観向上の機能を持つことから、農地と住宅地が一体となった環境を維持することが、小平市の価値の向上に繋がると考えられます。

このような特徴を踏まえて、農業生産と農のある環境を活かすまちを目指して、小平市の農業振興の目指すべき将来像を

農業と協働してつくる、“しょく（食・職）”が豊かになるまち こだいら

と設定します。

農業と市民、農業と事業所など様々な立場の人・モノが農業と協働して活動することによって、食（＝農作物の生産や消費、農産物の加工やブランド化など）と職（＝産業としての農業生産、雇用の場の創出など）が経済的・精神的に豊かになるまちを目指します。

2. 基本方針

将来像を具体化するために、本計画の方向性を次のように定めます。

雇用や所得・税収を生み出す基盤となる農業振興

農業を市内の雇用や所得・税収を生み出す産業として確立することを目指します。農業を市の重要な産業の一つとして明確に位置づけ、農業生産活動により、市内の雇用や所得・税収を向上させるような農業経営支援を実施します。

住む人・働く人の暮らしを支え、豊かにする農業振興

農業が生み出す新鮮な農産物や緑は、小平市の豊かな住環境の基盤となっています。小平市が目指す農業振興では、市民に高く評価され、誇りに思える小平市の農業を振興・持続させ、住む人・働く人の暮らしを支え、豊かにする農業を発展させることを目指します。

3. 基本指標の設定

(1) 農家数

平成 27 年現在の農家数は 312 戸（農林業センサス）であり、今後も減少傾向が続くものと考えられますが、本計画に基づく農業振興施策を講じることにより減少率を抑え、平成 39 年の農家数を概ね 280 戸と設定します。

(2) 農地面積

平成 28 年 1 月 1 日の農地面積は 191ha であり、平成 18 年から 28 年まで平均で年約 1.9% の減少が続いていますが、本計画に基づく農業振興施策を講じることにより減少率を抑え、平成 39 年の農地面積は 12% 減の概ね 165ha と設定します。

(3) 認定農業者をめざす農家数

認定農業者をめざす農家は、農業継続意向が高く、効率的かつ安定的な経営を行うとともに、経営モデルに該当する所得（300 万円以上）を目標とする農家として、概ね 75 戸と設定します。

(4) 農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

① 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

認定農業者をめざす農家に対する農用地の利用集積に関する目標は、認定農業者の 1 戸あたりの所有面積 75a、目標年次の認定農業者数を 75 戸として、概ね 56ha、平成 39 年の市内農地面積の目標 165ha より、農地利用集積率の目標は 34% と設定します。

面積集積は困難なため、施設化等の推進により農地の高度利用を図り、実質的な経営耕地面積の確保に努めていきます。

② 農用地の利用関係の改善に関する事項

関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、認定農業者等担い手の状況に応じ、地域の地理的・自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営の実現を後押しするため、農作業受委託等の取組を促進します。その際、市は関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、認定農業者等の担い手が農業経営の改善を計画的に進めるための措置を必要に応じて講じます。

(5) 労働時間と農業所得目標

年間労働時間の目標は、主たる農業従事者 1 人と補助的従事者 1 人からなる家族経営を基本とし、農業者の健康や余暇時間を確保する観点から、農作業の省力化対策を進めるとともに、経営に合わせ臨時雇用や援農などの活用により、主たる農業従事者 1 人当たり年間 1,800 時間を目標とします。

年間農業所得の目標は、小平市の農業を担う経営体として他産業従事者並みの水準を確保することを目標とし、年間 600 万円としますが、経営規模、農業従事者の数や年齢に応じ、経営モデ

ルに示す営農類型により、300万円以上を目標とします。

また、経営規模の小さな農家についても、10a当たりの所得目標を15～30万円と設定し、すべての農家が販売に取り組むことを目標とします。

(6) 農業経営の改善

農産物の販売では、直売を主に地場流通を促進するとともに、学校給食、契約栽培、地元スーパー、観光を取り入れた方策を進めていきます。

農業経営は、新たな管理手法を取り入れ経営の合理化を進めるとともに、複式簿記記帳により経営と家計の分離を図ることや青色申告の実施を進めます。また、臨時雇用や援農による労働負担の軽減、家族経営協定等による労働環境の改善を進めます。

(7) 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

① 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

ア 小平市の平成28年の新規就農者は8人であり、直近5年間で平均4.5人と、ほぼ横ばいの状況となっており、今後、担い手の高齢化や、農業従事者の減少を考慮すると、将来にわたって市の農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があります。

イ 国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や、東京都農業振興基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標を踏まえ、小平市においては年間5人の当該青年等の確保を目標とします。

ウ 小平市及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業所得を主として生計が成り立つ年間農業所得（(11)②に示す小平市の農業を担う経営体の目標の5割程度の農業所得、すなわち300万円程度）を目標とします。

② 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた市の取組

小平市における新規就農者への支援体制については、都の就農相談機関である東京都青年農業者等育成センター（公益財団法人東京都農林水産振興財団）及び東京都農業会議との連携を図りながら、就農相談機能の充実を図ります。また、技術指導及び経営指導については、中央農業改良普及センター、東京むさし農業協同組合等と連携して、重点的に指導を行い、将来的には認定農業者へと誘導していきます。

(8) 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

(7)①に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に小平市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、小平市における主要な営農類型については、(11)経営モデルに示す農業所得300万円を目標とする経営モデルを指標とします。

(9) 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

全城市街化区域のため、本事業は該当しません。

(10) 農地利用集積円滑化事業に関する事項

全城市街化区域のため、本事業は該当しません。

(11) 経営モデルの設定

経営モデルは、小平市の農業を担う農業経営体を概ね10年間で育成する目標として、農業所得別に以下のモデルを設定します。

①小平市の農業をリードする経営体モデル（目標所得額：1,000万円）

分類	営農モデル	経営耕地面積	労働力	主な品目	主な施設
野菜	施設野菜の契約出荷を主とした経営	80a	2	ベビーリーフ等葉菜類	園芸用ハウス・保冷庫
野菜	野菜の直売と農産物加工販売を組み合わせた経営	150a	3	スイートコーン・ブロッコリー等・農産物加工品	園芸用ハウス・農産物加工施設
果樹	体験農園と直売を取り入れた経営	70a	3	ナシ・スイートコーン・トマト・ナス等	園芸用ハウス・体験農園施設
果樹	ナシの根域制限栽培システムを導入した果樹経営	80a	2+援農ボランティア	ナシ、ブドウ、ブルーベリー	園芸用ハウス・スピードスプレーヤー
花卉	鉢物・花壇苗の市場出荷を主とした経営	60a	2+雇用	鉢物類、花壇苗、野菜苗	園芸用ハウス・暖房機・自動かん水装置・ホイールローダー
植木	緑化木・苗木類の生産、流通を主とした経営	150a	2+雇用	落葉高木類、低木類全般	パワーショベル・クレーン付トラック

②地域の農業を担う経営体モデル（目標所得額：600万円）

分類	営農モデル	経営耕地面積	労働力	主な品目	主な施設
野菜	多品目野菜、切り花の直売を主とした経営	70a	3+援農ボランティア	トマト・キュウリ・ナス等多品目、ストック、ユリ、キンギョソウ等	園芸用ハウス・保冷庫
野菜	コマツナとホウレンソウ等を主とした経営	100a	2	コマツナ、ホウレンソウ	保冷庫・園芸用ハウス
野菜	体験農園と野菜の直売を取り入れた経営	100a	2+雇用+援農ボランティア	スイートコーン・トマト・ダイコン・キュウリ等	園芸用ハウス・保冷庫・体験農園施設
野菜	学校給食と直売を主とした経営	100a	3	スイートコーン・エダマメ・キャベツ・ニンジン	園芸用ハウス・保冷庫

果樹	ナシ・ブドウの果樹と野菜の直売等を主とした経営	100 a	2+援農ボランティア	ナシ・ブドウ・トマト・キュウリ・コマツナ等	園芸用ハウス・スピードスプレーヤー・保冷庫
果樹	観光摘み取り園を主とした経営	75 a	1+雇用+援農ボランティア	切花・ブルーベリー・多品目野菜	防鳥網・直売施設
花卉	花壇苗・鉢物類を主とした経営	50 a	2+雇用	花壇苗・鉢物	園芸用ハウス・暖房機・碎土機・土入れ機・半自動播種機
花卉	観光摘み取り園を主とした経営	90 a	3+雇用	キク・ユリ・ストック等切花、花壇苗	園芸用ハウス・暖房機・直売施設
植木	鑑賞樹、鉢物生産の市場出荷等を主とした経営	100 a	2+雇用・援農ボランティア	鑑賞樹等	園芸用ハウス・暖房機・自動かん水装置・フォークリフト

③農業の広がりを支える経営体モデル（目標所得額：300万円）

分類	営農モデル	経営耕地面積	労働力	主な品目	主な施設
野菜	市場出荷を主とした経営	130 a	3	ホウレンソウ・キャベツ・エダマメ・スイートコーン	保冷庫
野菜	観光摘み取り園を主とした経営	30 a	2	イチゴ・農産物加工品	園芸用ハウス
野菜	多品目野菜の直売・学校給食を主とした経営	30 a	2	トマト・キュウリ・ニンジン・キャベツ・エダマメ・ブロッコリー・トマト	園芸用ハウス・直売施設
果樹	摘み取り、直売を主にした経営	45 a	2	ブルーベリー・イチジク	保冷庫・防鳥網
果樹	多品目野菜とナシの直売を主とした経営	70 a	4	ナシ・キャベツ・ネギ・スイートコーン等	園芸用ハウス・スピードスプレーヤー
花卉	花壇苗類の市場出荷を主とした経営	40 a	2	花壇用苗	園芸用ハウス・播種機・自動かん水装置
植木	緑化木生産を主とした経営	100 a	2	落葉高木類、低木類全般	パワーショベル・クレーン付トラック

④法人など企業的な経営モデル（販売目標 3,000万円以上）

分類	営農モデル	経営耕地面積	労働力	主な品目	主な施設
野菜	高度環境制御施設野菜を主とした経営	5 a	2+雇用	サラダ菜・リーフレタス	栽培施設・養液栽培装置
花卉	花卉類の法人経営	50 a	2+雇用	鉢物・花壇用苗・野菜苗等	園芸用ハウス・暖房機・碎土機・土入れ機・半自動播種機
植木	緑化木の生産、流通等を行う経営	150 a	2+雇用	落葉高木類・低木類全般	クレーン付トラック・パワーショベル

1. 農業生産と経営の改善、向上

農業収入の増加や後継者確保のため、農業生産の生産性の向上と経営改善を目指します。そのためには、認定農業者を増やすとともに、経営改善計画の効果測定と見直しを進めていきます。また、マーケティングの視点を導入し、農業の省力化や安定的な生産、農作物のブランド化や6次産業化、販路開拓を進め、収益の増加を目指します。

2. 担い手の育成、確保

小規模農家を中心に、農業の後継者確保ができていない状況が生じています。後継者の不在は相続時等に農地の減少を招く原因となるため、後継者の確保が必要となっています。また、人手不足の解消や農作業の負担軽減、収益性の向上のため、女性や若者、さらに市民やNPO、法人組織による農業の担い手の確保・育成を目指す必要があります。

3. 農地の保全と有効活用

農地面積の減少を食い止めるとともに、優良な農地として保全するため、肥培管理の徹底や農業技術向上を図り、農地を保全していきます。また、農地の持つ防災機能や景観向上の機能を活かすため、災害時に必要とされる機能の充実や農のある景観のPRを行い、農地の価値の認知度向上を目指します。

4. 農業と市民の交流の促進

小平産農産物の購入を通じた農業者と市民の交流機会を増やすため、直売所や小平ファーマーズ・マーケットの充実を図るとともに、購入機会拡大のための取組を行います。また、農業体験や市民農園、援農ボランティアの活動、イベント等を通じて、市民の農業との関わりのニーズを充足するとともに、農業に対する理解を深め、市民との協働による農業振興を目指します。さらに、今まで市内農業に関わる機会の少なかった市内在勤者を、小平産農産物の消費者、さらには市内農業振興の担い手として取り込むことを検討します。

5. 緑と農地と共存する、暮らしやすいまちの実現

市民から高い評価を受けている、緑と農地と共存するプチ田舎としての小平の魅力を発揮し、暮らしやすいまちを実現することによって、市民や事業所の満足度の向上、市内居住や事業所立地のメリットとしての農業の価値を高めていきます。このため、農のあるまちづくりをより一層推し進め、関係団体との連携、農業を通じた地域交流やコミュニティの形成を目指していきます。

第6章

取り組むべき課題

第6章

取り組むべき課題

第3章までで明らかになった小平市の現状から、第4章の目指すべき将来像、そして、第5章の農業振興の目標を達成するために、6つの課題を設定し、取り組みます。

1. 農家、農地の減少を止める

小平市の農家戸数や農地面積は減少傾向にあります。地価の高い都市においては、不動産収入に依存する現状、そして後継者確保が困難な中で、相続税をはじめとする税負担が農地の減少の原因の一つとなっていると考えられます。しかし、農業は市の重要な産業の一つであり、市民の安全安心で豊かな食生活を支えるとともに、農地の防災機能や景観の向上等にも貢献していることから、農業を営む農家や農地面積の減少をくい止める必要があります。

2. 農業の稼ぐ力の向上

農産物の販売は現在、庭先直売所などによる消費者への直接販売が中心となっており、市民（消費者）の小平産農産物の購入ニーズを一部満たしているものの、多くの庭先直売所はスーパーマーケット等に比べ、品数が少なく営業時間も短いため商圈が狭く、購入機会を得ることができない消費者も存在しています。また、新鮮で安全な野菜を、消費者の多様なニーズに応じた直売所や学校給食で供給することや、高級レストランとの契約栽培によって、高い農業収入を得ている農家も存在します。このように収益性の高い農業経営を行い、また、消費者の小平産農産物の購入ニーズを満たすため、ブランド化や販路開拓等のマーケティングを進めていく必要があります。

3. 担い手の確保

少子高齢化による人手不足は農業分野においても重要な問題です。特に、農業は体方面や時間的拘束等での負担が大きく、また、不動産収入や他の業種に就労した場合の給与収入の方が多くの収入を得られる場合が多いという現状から、担い手不足はより一層深刻な問題となっています。このため、後継者をはじめとする農業の担い手の確保が重要となっています。

4. 異業種との連携

農業の生産、流通、販売といった一連の流れに関連する産業を強化することは、農業振興にとって重要です。しかし、市内にはこれらの農業関連の産業には直接関連しない多様な業種が存在しており、それらの産業との情報共有・交流促進を行うことで、連携を促進し、産業間の相乗効果を目指します。

5. 市民が農業と関わる機会の提供

市民の小平産農産物の購入意欲や農業体験、市民農園を通じた農業への関心は非常に高くなっており、農家側も農作物の販売を通して市民と交流することへの意欲が高くなっています。援農

ボランティアをはじめ、繁忙期の人手不足の解消の観点からも、市民が農業にかかわり農業技術を身につけることは、担い手不足の解消にもつながります。さらに、消費者との交流を通して、売れる農作物の生産を行なったり、農業を行う上で生じる周辺住民との問題の解決にもつながります。

6. 緑と農地と共存する住環境の維持

緑と農地と共存した小平市の住環境への市民の評価は非常に高く、市民の満足度に貢献するほか、居住者を呼び込む上でのポイントとなっています。事業所にとっても自然環境の豊かさが企業立地上のメリットとなっています。農地の防災機能や景観向上の観点からも、農地と住宅地が一体となった環境を維持することが、小平市の価値の向上につながります。



小平ブルーベリーのマスコットキャラクター「ぶるべー」

■ 小平市における農地の減少と宅地化の進行

昭和 59（1984）年と平成 20（2008）年の空中写真を比較すると、小平市内の農地が虫食い状に減少しています。特に、西武拝島線沿線と青梅街道沿道の農地が減少し、宅地化が進行していることがわかります。



小平市北西部の空中写真（昭和 59（1984）年）

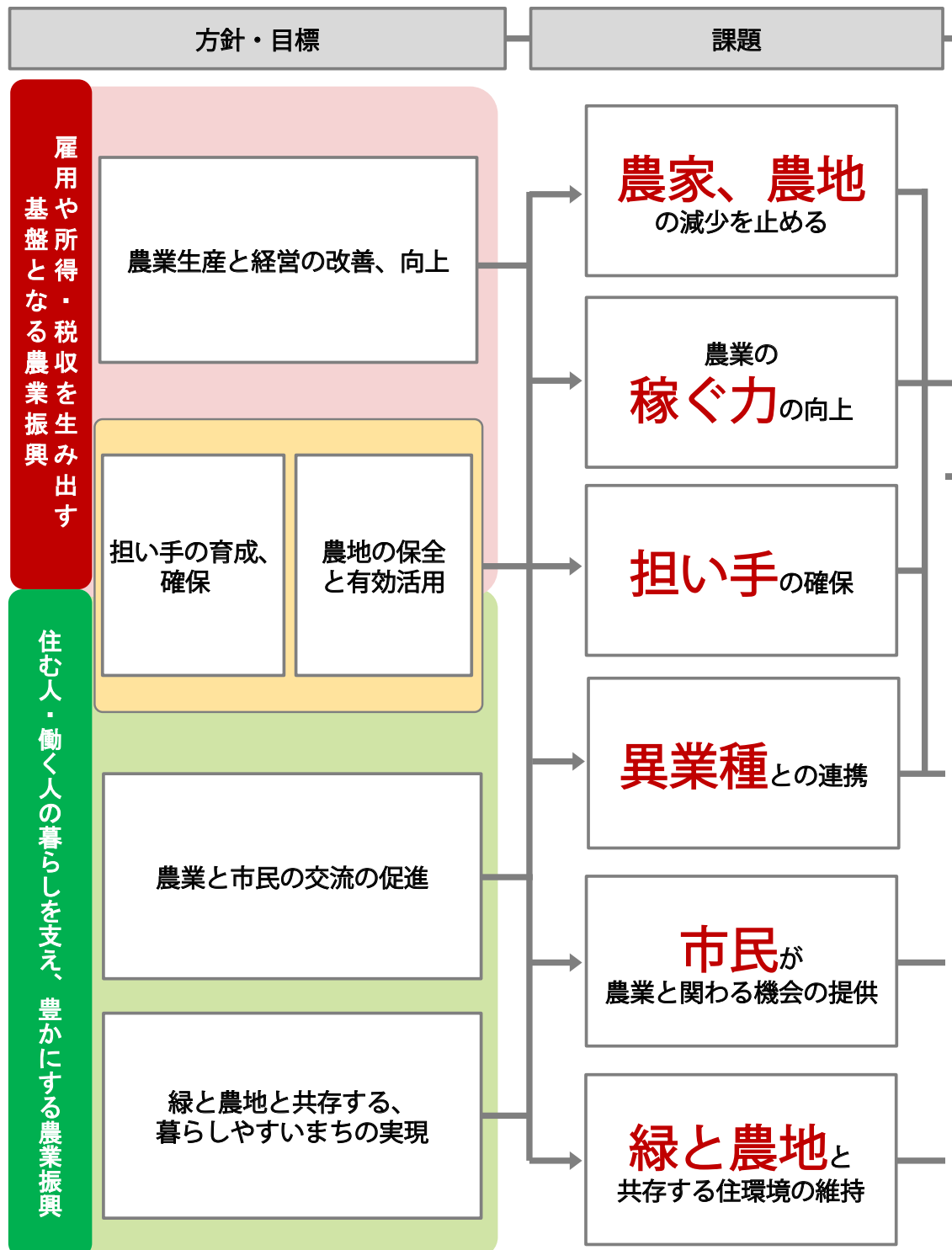
（出典）国土地理院空中写真 CKT-84-1_C20-24 より作成



小平市北西部の空中写真（平成 20（2008）年）

（出典）国土地理院空中写真 CKT-2008-4_C5A-7 より作成

これまで検討した農業振興の方針・目標、農業振興の課題をふまえて、施策を農業経営基盤強化のための施策、農のあるまちづくりのための施策に分けて検討しました。そうして考えられた具体的な施策と、農業振興の方針・目標、および課題との関係は、下の体系図のようにまとめられます。





第8章

農業振興プログラム

次ページ以降の「農業振興プログラム」の見方

(凡例)

事業	概要	農業者	J A	市民等	民間団体	行政
①各農家に適した経営モデルの構築	現在の経営状況と将来の計画・ビジョンを把握・共有し、各農業者に適した経営モデルを構築します。	◎	◎			◎
②農業経営基盤の強化	標準経営モデルに準拠した経営を目指すことで、農業経営基盤の強化を推進します。また、小平市の農業の現状や社会経済状況を踏まえた標準経営モデルの構築・更新を図ります。	◎	○			○

◎はメイン主体を表しています。

○はサブ主体を表しています。

農業振興の担い手を表しています(第9章参照)。

※メイン主体とは、中心となってプランを進めていく推進主体を指します。サブ主体とはプランを実行する上で協力が欠かせない推進主体です。また、メイン主体、サブ主体の表記がされていない推進主体とも連携を図り、将来、産業振興の担い手として、メイン主体やサブ主体になってもらうことで地域を支え合う好循環につなげていきます。

※各プログラム中で太字になっている部分については、本計画に掲げた施策を推進する上で、特に中心となる項目を表しています。

I. 農業経営基盤強化のための施策

施策1：農業経営支援

現状と課題

小平市の農業をとりまく環境は、農産物価格の低迷、農業従事者の高齢化や後継者不足など、国内の農業全体が抱える問題に加え、相続税をはじめとする税制の問題や、都市化に伴う生産環境の悪化など、都市農業ならではの農業経営に関する問題にも直面しています。農家意向調査によれば、農業経営の課題として農業収入の増加や後継者確保、直売所の充実や付加価値の高い農産物の栽培といったことが挙げられています。

施策の方針

市内農業者の農業経営を支援していくためには、経営モデルの推進、認定農業者の育成、新たな技術の導入、ブランド化の推進、情報発信などが必要となります。これらの実現に向けて、各事業主体による様々な施策の活用とともに、農業者と消費者や民間団体の連携による課題解決を促進します。

(1) 企業の農業経営の推進プログラム

プログラムの方針
<p>市内の農業において家計と経営を分離し、家族経営協定の締結により就業条件を整備したり、新技術導入等による安定的な収益の確保を目指す、企業の農業経営を推進していくために、農業者の状況や地域特性に応じた標準的な経営モデルとその展開事例を提示します。また、経営基盤を強固にするための方策として、国や都による補助制度や農業制度資金の活用についても情報を共有し、推進していきます。</p>

事業	概要	農業者	JA	市民等	民間団体	行政
①各農家に適した経営モデルの構築	現在の経営状況と将来の計画・ビジョンを把握・共有し、各農業者に適した経営モデルを構築します。	◎	◎			◎
②農業経営基盤の強化	標準経営モデルに準拠した経営を目指すことで、農業経営基盤の強化を推進します。また、小平市の農業の現状や社会経済状況を踏まえた標準経営モデルの構築・更新を図ります。	◎	○			○
③国や都による補助制度や農業制度資金の活用促進	国や都による補助制度や農業制度資金の活用についての情報収集や啓発を行います。		◎			◎
④家族経営協定の締結支援・促進	家族農業経営の利点を活かしながら企業の経営を推進するため、家族経営協定の締結について、啓発を行います。また、家族経営協定についての研修会の実施や、相談窓口の設置を検討する等、締結を希望する農家を支援します。	◎	◎			◎
⑤農業政策・法人化等に関する情報提供	国や都の農業政策や、農地所有適格法人（旧・農業生産法人）等への移行に関する情報を収集するとともに、具体的に検討する農業者に対して、相談に応じられる体制づくりを行い、活用できる支援策について研究していきます。		◎			◎

■先進地域に学ぶ：茨城県で新規就農・法人設立したD社の事例

ミニトマトの施設栽培を行うD社は、農業経験のなかった若い夫婦が、研修を経て、新しく就農し、法人を設立しました。地域の女性を少しずつ雇用するなど、地域への波及効果も期待されており、現在は順調にその売上を伸ばしています。農産物の売り込みや商品開発のプロセスには、前職で得た経験や知見を活かしているとともに、女性の起業を支援する制度を活用し、取引先確保に繋げています。また、その加工品を自社製造する施設の建設・運営も計画しており、法人の経営基盤を着々と固めています。

(2) 認定農業者の育成プログラム

プログラムの方針

認定農業者の育成について、関係機関と連携しながら推進していきます。同時に、認定農業者制度のメリットを市内の農家に発信し、認定農業者の増加を促します。

事業	概要	農業者	J A	市民等	民間団体	行政
①農業経営改善計画書の作成支援	認定農業者相談支援チームによる「農業経営改善計画書」の作成支援および相談体制を整備します。	◎	◎			◎
②認定農業者制度の活用	認定農業者制度のメリットを最大限に活用する可能性を探るとともに、その事例を情報として発信します。	○	◎			◎
③補助金等制度活用推進	認定農業者を対象とした補助金や農業制度資金の活用等を推進します。		◎			◎

(3) 新たな技術導入による農業経営発展のプログラム

プログラムの方針
新たな技術を導入することで、農業経営を発展させるとともに、高齢化による担い手不足の問題を技術面でサポートします。

事業	概要	農業者	JA	市民等	民間団体	行政
①農業の技術革新情報の提供	ICT（情報通信技術）・スマート農業の導入等による、誰もが取り組みやすい農業を実現するため、農業の技術や経営に関する技術革新の情報を収集し提供します。		◎		◎	◎
②農業新技術の情報発信	農作業に必要な資格・技術や有用な機械等に関する研修会を実施し、農業に関する新技術の情報を農業者に発信します。		◎		◎	◎

(4) 小平産農産物のブランド化と販売促進プログラム

プログラムの方針

市内の農産物の生産、流通、消費にかかわる担い手（農業者、JA 東京むさし、消費者等）が、小平産農産物の特長・強みを見い出しながら、農産物の販売促進へとつなげます。また、地産地消の推進や、学校教育における食育などを通じて、地域農業に関する啓発や小平産農産物のブランド化を図り、農産物を通じた地域への愛着を育みます。さらに、国や都によって近年進められている、食の安全・安心を確保するための施策や体制づくり、時代の要請等に応えると共に、さまざまな認証の取得を通じ、良好な農業経営の確立を目指す農家を支援します。

事業	概要	農業者	JA	市民等	民間団体	行政
①小平産農産物のブランド化の推進	高品質な小平産農産物の情報を発信し、ブランド化を進めます。	○	◎	○	○	◎
②農産物認証の取得促進	事業者としての存在意義を高め、消費者や取引先へのアピールにつなげるため、各種認証制度（例・GAP 認証、東京都エコ農産物認証、有機 JAS 認定等）を活用した、小平産農産物の付加価値の向上を支援します。		◎			◎
③農業者による小平産農産物のPR	消費者や市民団体の求めに応じ、農業者を講師として派遣できる制度を研究します。また、小平産農産物について市内・市外に広く情報発信を行います。	◎		◎	◎	◎
④学校給食等への農産物の供給強化	小中学校給食や保育園への農産物の供給を推進します。	◎	◎			◎

■ GAP（ギャップ）とは…

"Good Agricultural Practice" の略称で、農業生産工程管理と訳されます。東京でも「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催を控え、GAP等に対応した体制・仕組みづくりが要求されているように、万国博覧会やサミット、スポーツの世界大会といった大規模なイベントに向けて食品を提供する際は、生産者の GAP 認証の取得が事実上の国際標準となっています。東京都の場合、東京都版 GAP のモデルを提示しています。

(5) 小平の農業に関する生産者目線の情報発信プログラム

プログラムの方針
市内の農産物の生産、流通、消費に関わる生産者側の担い手からのさまざまな情報媒体を活用した情報発信を行います。これにより、高齢者から若者まで幅広い世代に向けた小平市の農業の情報発信を目指します。

事業	概要	農業者	JA	市民等	民間団体	行政
①各農家の旬の農産物の情報を発信	各農家の旬の農産物の情報をウェブサイトやメールマガジン、ニュースレター等のさまざまな情報媒体で定期的に市民に発信します。	○	◎	○	◎	◎
②さまざまな情報発信による消費拡大	各種認定を取得している農業者や、小平産農産物のブランド化に関するリーフレットの作成等を通じ、消費者や飲食店等に対する啓発に努めます。また、農産物認証を取得している生産者についてはウェブサイト等で広域的に情報発信します。そのほか様々な都市農業のPRにより地産地消を推進することで、小平産農産物の着実な消費拡大を目指します。		◎			○

施策2：生産緑地の維持

現状と課題
農家における相続の発生は、市内の農地が大きく減少する理由の一つとなっています。また、平成34（2022）年に生産緑地法の施行から30年が経過し、生産緑地の買取申出が可能となることも踏まえ、市内の農家の経営状況を把握するとともに、生産緑地制度の今後の動向や農家の農地に関する意向を、施策に適切に反映させる必要があります。

施策の方針
新鮮な農産物の供給、さらに緑豊かな住環境の形成や防災にも寄与する農地を維持し、農業経営の継続を希望する農業者の経営基盤を確立するため、関係機関と連携しながら、生産緑地の継続的な維持保全を推進します。

(1) 生産緑地の適正活用に関するプログラム

プログラムの方針
生産緑地の適正活用の推進のため、特定生産緑地制度の活用などを検討します。また、生産緑地の賃借に関する制度など、国や都の制度変更等についても市や関係機関で積極的に情報を収集し、その対応と周知を図ります。

事業	概要	農業者	J A	市民等	民間団体	行政
①生産緑地所有農家の情報収集	生産緑地を所有している農家の現状および今後の意向について情報収集する方策について検討します。		○			◎
②国や都の施策の情報収集と活用	国や都の施策の情報を収集・共有し、市として活用できる支援策を検討します。					◎
③相続や税制に関する相談・勉強会の実施	相続や税制に関する勉強会の実施や、相談窓口の充実による支援を検討します。		◎		◎	○
④生産緑地の機能に関する啓発	生産緑地のもつ意義をさまざまな機会を通じて市民に発信し、生産緑地が都市生活に欠かせない多様な機能を持つことへの理解を促します。	○	◎			◎

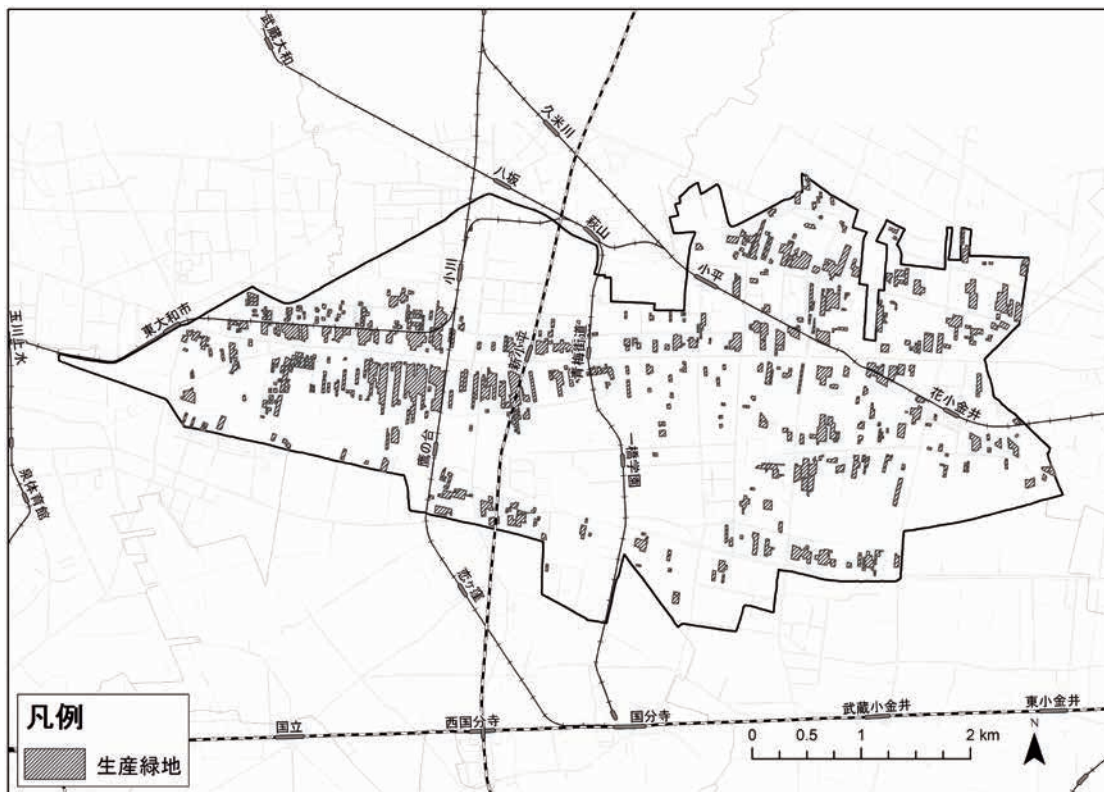


図 8-1 小平市における生産緑地指定農地（平成 28 年）

(2) 低利用農地の適正活用プログラム

プログラムの方針

農地制度や税制の動向を踏まえ、意欲的な農家に対し農地の貸借を含めた農家の需要に応じた農地の活用方法について検討します。さらに、多品目化・施設化等による農作業の効率化の推進によって農地当たりの農業所得の増大を目指します。

事業	概要	農業者	J A	市民等	民間団体	行政
①低利用農地の利活用	低利用農地の情報を集約し、その利活用を推進するための方策を検討します。	○	○			◎

(3) 市民との協働による農地保全プログラム

プログラムの方針	
農家の援農ボランティアに対する需要の状況を把握し、市民との協働による農地の適正管理を推進します。	

事業	概要	農業者	J A	市民等	民間団体	行政
①援農支接受け入れ希望農家の把握	援農支授の受け入れを希望する農家を把握するとともに、その時期や内容等の情報も把握します。		◎			○
②市民の農業支援への意識向上	援農ボランティア、または有償の（臨時雇用等）営農支援等の制度を拡充し、市民の農業支援への関心を高めます。	○	○	◎	◎	○
③援農ボランティア等への研修と農家へのマッチング	援農ボランティアや営農支援人材を募集し、農業技術に関する研修を実施します。また、援農ボランティアや営農支援人材の登録制度や農業者とのマッチングについて研究します。		◎			◎
④地域と一体になった農地の保全	地域が協力し、生産緑地の意義への理解を深めながら、農地の保全についての様々な方法を検討します。	○		◎		◎

施策3：農業の担い手の育成

現状と課題

少子高齢化は、農業分野においても重要な問題となっています。農業の担い手の減少に対応するために、新たな担い手を育成したり、若い就農希望者に必要な情報提供を行ったりすることで、円滑な担い手確保に繋がられるような具体的な支援策やプログラムの構築が課題となります。

施策の方針

後継者をはじめとする就農希望者や若い農業者に農業技術の継承や必要な情報提供を行い、農業の担い手確保を目指します。

(1) 指導的農業者育成プログラム

プログラムの方針

各経営モデルにおけるリーダーを育成し、新規就農者や若手の農業者との連携、技術の継承を推進します。

事業	概要	農業者	J A	市民等	民間団体	行政
①リーダー的な農家と若手農家との連携促進	指導農業士制度の活用やリーダー的な農家と、若い世代の農家との連携を図り、次世代への技術の継承を図ります。	◎	◎			◎
②先進的経営事例の情報発信	小平市の農業の先進的な経営事例の情報発信により、小平市の農業の経営モデルの定着とそれらの持続的な発展を促します。	◎	◎			◎

(2) 農業後継者育成事業のプログラム

プログラムの方針	
新規就農を目指す人のキャリアプラン形成を支援し、必要な情報を農業者に提供します。	

事業	概要	農業者	J A	市民等	民間団体	行政
①キャリアステージに応じた就農支援	新規就農者が安心して就農するため、ライフステージごとの課題を整理したキャリアプランのモデルについて検討します。	○	◎		○	◎
②後継者育成塾等研修参加の支援	民間団体が実施する後継者育成塾等に参加するための支援をします。		◎		◎	○
③農業後継者が経営を承継しやすい環境づくり	農業後継者が経営を承継しやすい環境づくりのため、小平市の農業者と後継者の交流会を実施する等、小平市の農業の可能性と経営体としての魅力を伝える取組を行います。	◎	◎			○
④独身農業者の婚活支援	若い農業者に農業・農地を継承していける環境整備として、独身農業者の婚活支援を実施します。		◎		◎	○

(3) 担い手確保のプログラム

プログラムの方針	
雇用による労働力の確保を希望する農業者を支援します。個別の農業者の要望に応じて、雇用就農を促進するため、国や都の施策の活用等、適切な支援の方策を検討します。	

事業	概要	農業者	J A	市民等	民間団体	行政
①雇用就農希望者の受け入れによる担い手確保	雇用就農希望者を受け入れ、担い手の確保に努めます。	◎	◎			◎

②多様な農業研修プログラムの提供	市内の多様な栽培品目を活かし、さまざまな農業研修を可能にするため、農業研修生の受入の可能な農家の情報収集を進めます。	◎	◎			○
③農業研修の範囲拡大	潜在的な農業労働力の確保のため、農業研修の範囲を学校や事業所、地域社会等への拡大を検討します。	○	◎			○
④人材プラットフォームの検討	農家が農繁期の必要に応じて、有意な農業力を有効な担い手として活用できる人材プラットフォームの仕組み作りについて研究します。		◎			◎

(4) 先導的農業者に関する情報発信プログラム

プログラムの方針	
意欲的かつ持続的、高収益な農業経営を行っている先進的農業者を紹介し、市内の農家の経営改善や意欲向上を促します。同時に、市民の都市農業への理解を深めるためのさまざまな情報発信を行います。	

事業	概要	農業者	J A	市民等	民間団体	行政
①情報誌やウェブサイトへの掲載	関係機関や団体が協力して情報誌やウェブサイトで先進的農業者の紹介に関する記事を掲載します。	◎	○		○	◎
②小平市の農業や農産物に関する情報を市民に提供	小平市の農業や農産物に関する情報を情報誌やウェブサイト、あるいはパンフレット等で市民に提供します。		○		○	◎

施策4：農業分野の女性の活躍促進

現状と課題
<p>少子高齢化、人口減少社会の中で、持続的成長を実現し、社会の活力を維持していくためには、女性の能力を活かすことが不可欠であると国の政策にも位置づけられています。小平市の農業分野においても、すでにJA東京むさし小平地区女性部と後継者を中心とした女性農業者の集まりであるJA東京むさし小平ピクルスの会が、女性農業者の団体として活動しています。</p> <p>関係団体が協力しながら、農業分野の女性の活躍をさらに後押ししていくことが必要です。</p>

施策の方針
<p>農業分野における女性の活躍をさらに支援するために、女性農業者の情報発信やネットワーク作り、さらに技術の向上や働きやすい環境づくりについて、関係団体と連携して支援していく仕組みについて検討し推進します。</p>

(1) 女性による農業ベンチャーの支援プログラム

プログラムの方針
<p>女性が農業分野のさまざまな会合に出席しやすい環境をつくれます。また、女性による6次産業化や農商工連携ベンチャーに対するさまざまな取組を支援します。</p>

事業	概要	農業者	JA	市民等	民間団体	行政
①女性農業者の交流機会の促進	女性農業者の組織等による交流会を開催し、女性の目線で小平市の農業や農産物のマーケティングを推進します。	◎	◎		○	
②起業を希望する女性農業者に対する支援	関係機関と連携し、農産物加工や農家レストラン等の起業に関する研修会や勉強会を実施するとともに、必要な支援を行います。		◎		◎	◎

(2) 女性農業者のネットワークづくりプログラム

プログラムの方針
農業者およびJA 東京むさしの女性農業者団体による、市内外の女性農業者が連携できるネットワークを構築します。

事業	概要	農業者	JA	市民等	民間団体	行政
①農業女子PJ(プロジェクト)等との連携を検討	農林水産省の農業女子PJ(プロジェクト)等との連携について研究します。		○			◎
②近隣自治体の女性農業者ネットワークとの連携	他地域(近隣自治体)の女性農業者が構築している地域内ネットワークと連携し、女性農業者による活動の勉強会の実施を検討します。	○	○			◎
③農業委員会等における女性登用を推進	農業委員会等の農業者の意見を反映させる場に女性農業者の登用を推進します。	○	○			◎
④女性農業者に関する情報発信	インターネットやSNS等の情報媒体を活用し、小平市の農業で活躍する女性、あるいは農業を支えることが期待される女性を紹介して、次世代を担う人への啓発を行います。	◎	○	○	○	◎

■先進地域に学ぶ：北海道十勝地方の事例

北海道十勝地方で、女性普及員の発案により、20～30歳代の女性が集まる女性農業者のネットワークが組織されました。構成員は農家に嫁いで生き方を模索する女性、農業が好きで移住し農業生産法人に就職した女性、現在は育児中の女性まで、多岐にわたります。彼女らにとってSNSの使用や情報発信が日常生活の一部となっており、親世代からの干渉のない状態で、自らに必要で柔軟なネットワークを自由に構築していることがこの世代の特徴の一つです。忙しい農作業の合間を縫って、定期的にミーティングをするだけでなく、日々SNSを使った意見交換や悩み相談で信頼できる仲間を獲得する一方、地域のさまざまな農業イベントにマルシェを出店するなど、ゆるやかにつながりながら、地域の内外で活発に活動しています。

(3) 女性の農業技術の向上支援プログラム

プログラムの方針

先進的な事業者（WAP100に認定された事業者等）を講師として招いた研修会・講演会の開催や、現地見学会を通じた勉強会の実施を検討します。さらに、フォークリフト等の免許・資格取得を推進するとともに、農作業中の事故を防止する取組も行います。

事業	概要	農業者	J A	市民等	民間団体	行政
①先進事例に関する研修会・講演会の開催	先進的な事業者を講師として招いた研修会・講演会の開催や現地見学会を開催します。	○	◎		○	◎
②フォークリフト等の免許・資格の取得の推進	フォークリフト等の免許・資格の取得を推進します。		◎		○	○
③農作業労働の安全に対する講習会の実施	農作業労働の安全に対する講習会を実施します。		◎		○	○

■ WAP100（ワップ100）とは…

農林水産省が実施している事業の1つで、「農業経営（体）における女性の積極的な参画」の英訳「Women's Active Participation in Agricultural Management」の頭文字を取っています。女性活躍に向けて先進的な取組を実践している農業経営体の情報収集を行い、後に続くモデルとなる経営体を選定し、表彰を行っています。

(4) 子育て世代女性の活用促進プログラム

プログラムの方針

子育て中の女性は、家庭の事情に対応した柔軟な勤務体制の整備が必要とされます。勤労意欲の高い女性を雇用する可能性を広げるため、就労を希望する女性と農業者を、関係機関が協力しながら適切にマッチングすることで、農業における労働力不足の解消を目指します。

事業	概要	農業者	J A	市民等	民間団体	行政
①農家の担い手の情報把握	各農業者における繁忙期の有無や季節的な労働力不足の実情を把握するとともに、潜在的な労働力の活用のため、柔軟な勤務体制づくりを検討します。		◎			◎
②他地域における先進事例の研究	他地域における先進的な労働力確保のための事例を参考にしながら、人手不足解消についての具体策を研究します。	◎	◎			◎

■先進地域に学ぶ：静岡県浜松市の法人の事例

ベビーリーフでサラダミックスを生産するH社は、子育て中の女性や地域の障がい者を雇用して農場を経営する法人です。女性の社長の経験も踏まえ、午後3時にはほとんどの社員が退社しているなど、子どもの保育園の時間に干渉しない作業工程を確立することで、子育てママが働きやすい労働環境を実現しています。

II. 農のあるまちづくりのための施策

施策1：地産地消の促進

現状と課題
小平市は農産物の直売が盛んな地域で、個人の直売所のほか、共同直売所や観光農園などで市内産の農産物を購入する市民が多く、高い支持を得ています。しかし、直売所の分布は一定ではなく、営業時間も他の小売店舗に比べると短い傾向にあります。小平市におけるさらなる地産地消を進める取組が求められます。

施策の方針
市内に立地する農産物直売所の適正配置を検討するとともに、農業経営基盤強化のための施策とあわせて、小平産農産物のブランド化、異業種連携による6次産業化の推進や学校等との連携による食育の推進により、農産物の生産から実際に消費されるまでを一体的に取り組んでいきます。それにより、消費者のニーズに合わせた農業生産・加工をすすめ、さらなるニーズを喚起し、より一層の地産地消を促進していきます。

(1) 農産物直売所の適正配置プログラム

プログラムの方針	
直売所の立地には偏りがあり、市内における直売所へのアクセスのしやすさに違いが生じています。このため、直売所の競合を避けつつ共存共栄を図る適正配置を検討します。また、既存の直売所の営業時間では利用できない層に向け、利用しやすく、アクセスのよい共同直売所等の設置により、新たな需要を掘り起こし、小平産農産物の購入機会の拡大を図ります。	

事業	概要	農業者	J A	市民等	民間団体	行政
①共同直売所の増設やグループ販売の拡大	共同直売所等の農産物直売施設の増設（設置場所の検討、集荷の仕組みづくり等）やグループ販売の拡大を研究します。また、市内すべての農産物直売所を網羅した直売所マップの作成等情報発信について検討して推進します。	○	◎		○	◎
②互いに競合しない作目の生産計画を確立	直売所を経営する農業者が互いに競合しない作目の生産計画の確立を目指します。また、小平産農産物の旬の時期や買い時を市民に情報発信します。	◎	◎			
③消費者がアクセスしやすい直売所の検討	消費者にとってアクセスしやすい直売所の設置について検討します。	◎			○	◎
④時間限定のマルシェや移動販売	大企業や工場、幼稚園・保育園等での時間限定のマルシェの開催や移動販売について検討します。	◎			◎	◎

■先進地域に学ぶ：北海道十勝地方の事例

十勝は国内有数の大規模生産地ですが、地域の農業に関心に向ける消費者は多くありません。しかし、地元産の新鮮な農産物を口にしてその美味しさに感動した一人の母親の発案により、保育園のお迎え時間に合わせた直売スペース（マルシェ）が誕生しました。これは働く親にとっては既存の直売所の営業時間に合わせて農産物を購入することが難しかったことが背景となっており、ママ友やパパ友でつながった農家と消費者が協力してマルシェの運営を進め、給食への活用も模索されました。その後、地元農産物の活用に熱心な食品店でのマルシェにもつながり、活況を呈しています。

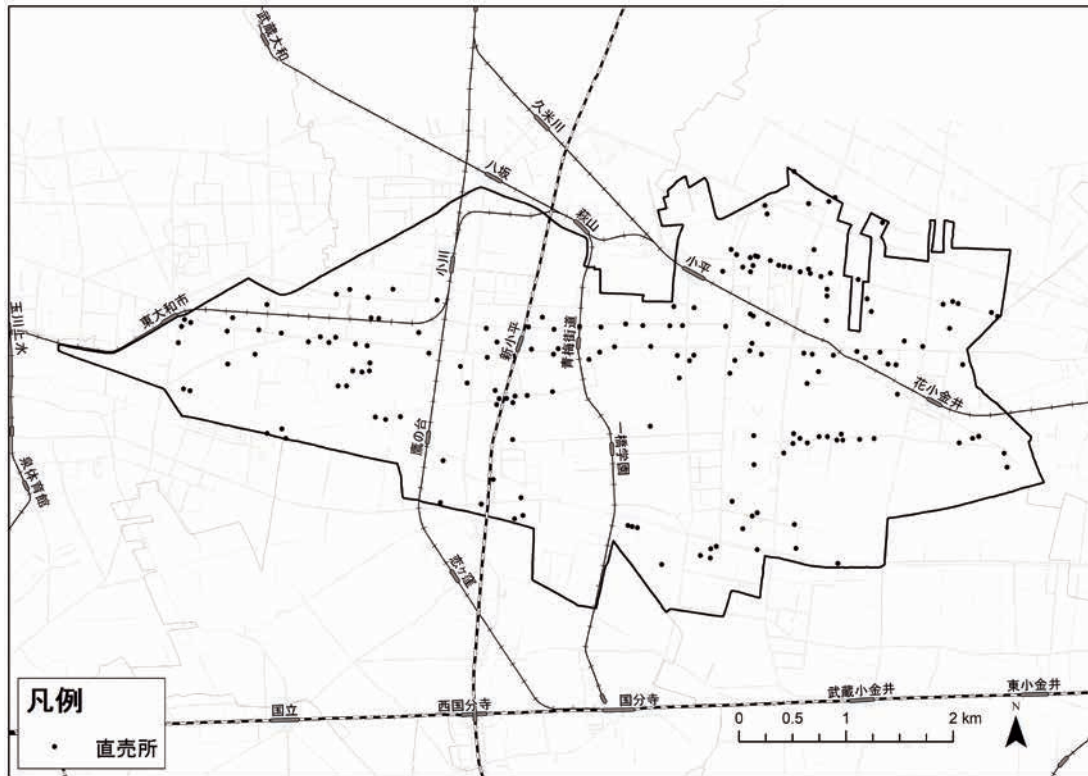


図 8-2 小平市における直売所の分布 (平成 26 年)

(出典) 現地調査により作成

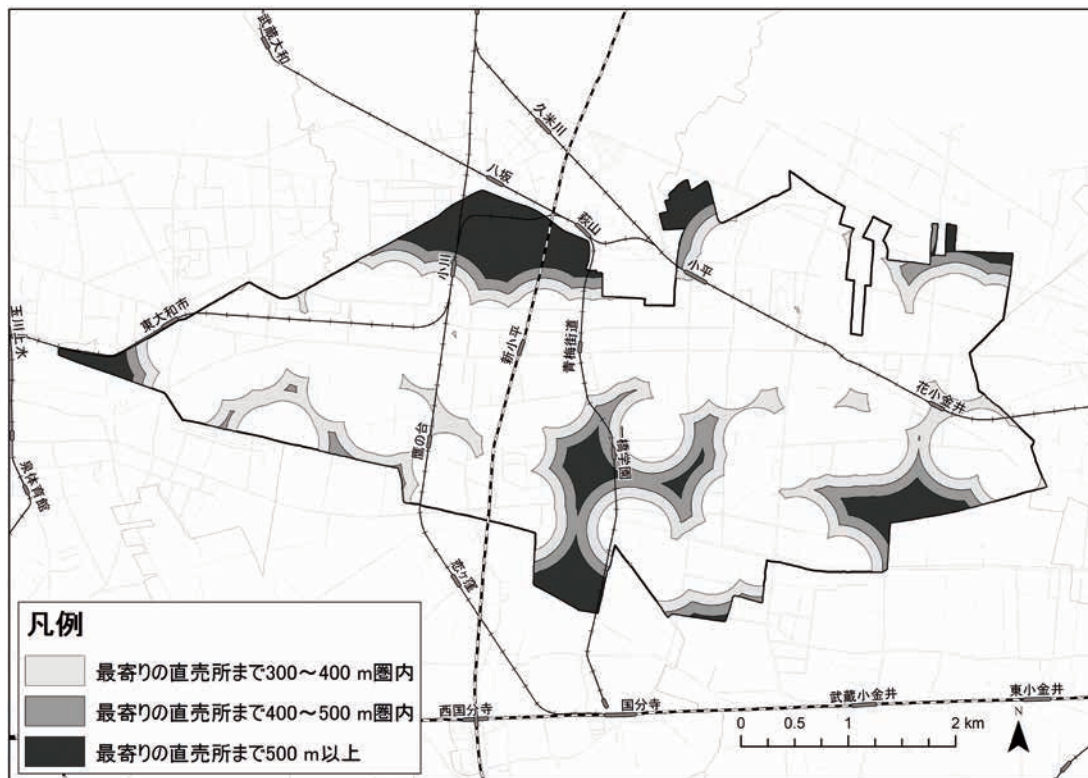


図 8-3 小平市における最寄りの直売所までの距離 (平成 26 年)

(出典) 現地調査により作成

(2) 小平産農産物の学校給食利用と食育推進プログラム

プログラムの方針

学校給食における小平産農産物の利用割合を増やすとともに、学童農園活用の推進を図ります。さらに、児童や生徒にとって身近な給食を介した食育の推進や、小平産農産物の利用率を高めるための仕組みづくりについて、学校と農業者の情報交換の機会を設けます。

事業	概要	農業者	J A	市民等	民間団体	行政
①給食食材の規格・形状の情報交換と一次加工の検討	J A 東京むさし及び農家と栄養士が給食で使用する規格・形状などを協議する目合わせ会等を通じ情報の交流を図るとともに、一次加工の必要性についても検討します。	◎	◎			◎
②生産者側と学校側の情報共有	給食での利用率を高めるため、農業者側の情報（農産物の旬・生産計画、栽培時期）と学校側の情報（献立の年間計画、使用量の推計等）について、情報の共有を図ります。	◎	◎			◎
③通年使用可能な農産加工品の開発・販売	農産物を加工することで、通年使用可能な商品を開発・販売について研究します。	◎	◎		○	
④食育プログラムの充実	食育プログラムを充実させることで、児童や生徒に給食の食材がどこで、誰によって、どのように生産されたものなのかの理解を促します。	○	◎		◎	◎
⑤学童農園の充実	小平産農産物の「コト」としての浸透を図るため、学童農園の充実を図るとともに、学童農園用の農地の確保に努めます。	◎	◎			◎

(3) 小平産農産物のブランド化プログラム

施策の方針	
小平産農産物の存在とその価値を一般に広く広報するため、ブランド化プログラムを構築します。とくに優れた食味を有する農産物を発掘し、その充実を図ります。	

事業	概要	農業者	J A	市民等	民間団体	行政
①ブランド化が可能な農産物の研究	ブランド化が可能な農産物について研究します。	◎	◎	◎	◎	◎
②共通のロゴを活用	共通のロゴである「畑からまっしぐら」や「ブルーベリー発祥の地 こだいら」を活用し、小平産農産物と他産地の農産物との差別化を図り、小平産農産物の市民への浸透を促します。	◎	◎		○	◎
③ブランド化した農産物の冊子・パンフレットの冊子・パンフレットを作成	ブランド化した農産物の冊子・パンフレットを作成します。		◎		◎	○
④農業者と商業者の情報交換・商品開発の検討	地元小売店のバイヤー等と農業者が情報交換を行いながら、さまざまな商品開発の可能性を検討します。	◎	◎		◎	○
⑤店舗内販売の推進	スーパーマーケット等における小平産農産物の販売を推進します。高品質なブランド農産物の購入機会の拡大について検討し推進します。	◎	○		◎	○
⑥小平産農産物の販売戦略の構築	同じ商品であっても、販売の場面（例・無人販売所、インショップ、イベント出店といった時、機会や場所）に応じて包装や内容量を変える等の工夫により付加価値を高め、販路拡大や売上の増加について研究し推進します。	◎	○		◎	○



「畑からまっしぐら」



「ブルーベリー栽培発祥の地 こだいら」

■先進地域に学ぶ：埼玉県さいたま市の事例

さいたま市にある高級スーパーでは「契約農家直売コーナー」と銘打ち、地元で生産された新鮮な野菜類が並びます。値頃感のある野菜は、店舗入口の最も目立つ場所に並んでおり、消費者からの支持も高いといわれています。

(4) 異業種との連携プログラム

プログラムの方針	
農産物加工業、商店街をはじめとする商業との連携等、異業種との連携による農業の6次産業化、農商工連携を推進します。	

事業	概要	農業者	J A	市民等	民間団体	行政
①異業種交流会、情報交換会等の実施	市内の農家と各種業者のマッチングをするための異業種交流会、名刺交換会等を実施し、小平産農産物の販路拡大の機会を探ります。	◎	○		◎	○
②商業施設内における直売スペースの設置やイベントへの出店支援	農業者が直営する直売所だけでなく、既存の商業施設への直売スペースの設置や、市内外での各種イベント、都市型のマルシェへの出店について検討し推進します。	◎	○		◎	○
③商店街との連携	商店街に直売スペースを出店する等、地域の商店街との連携を探ります。	◎	○		◎	○
④企業等への農業体験の周知	農業体験の機会を市内在勤者や商店等に情報提供し、広く市民や通勤者への周知を図ります。	○	◎		○	◎
⑤6次産業化や農商工連携の推進	関係機関との連携を図り、小平産農産物の6次産業化や農商工連携の推進について検討します。	◎	◎		◎	◎
⑥市内の物流との連携	小平産農産物の商業施設への集荷や運搬について、J A東京むさしと調整を進め、市内の事業者との連携を研究します。	◎	◎		◎	○
⑦飲食店との連携	消費地に近接している都市農業の立地の強みを活かし、飲食店等の潜在的なニーズの把握に努め、マッチングの機会の提供について検討します。また、小平産農産物を使用する飲食店等による情報発信について支援します。	◎	◎		◎	◎

■先進地域に学ぶ：栃木県宇都宮市近郊の事例

宇都宮市近郊で野菜を中心に少量多品目生産を行っている有機農家では、農業生産を行うだけでなく、野菜の契約販売をしている消費者や、地元的美容室、近隣の大学の学生に向けて、農業体験の機会を定期的に提供しています。農薬や肥料への依存を最低限にしているため、とくに草取りは人手のかかる作業となっていますが、作業が間に合わないときなどは、そうしたコネクションに向けて SNS やメール、配布チラシなどで人手を募りながら、自らの農場に招き入れ、地域と共にある農業の実現に工夫をこらしています。さらに、手伝った学生の中から農業研修生が生まれたり、美容室そばのマルシェへの出店機会が増えたりするなど、さまざまな波及効果が生まれています。

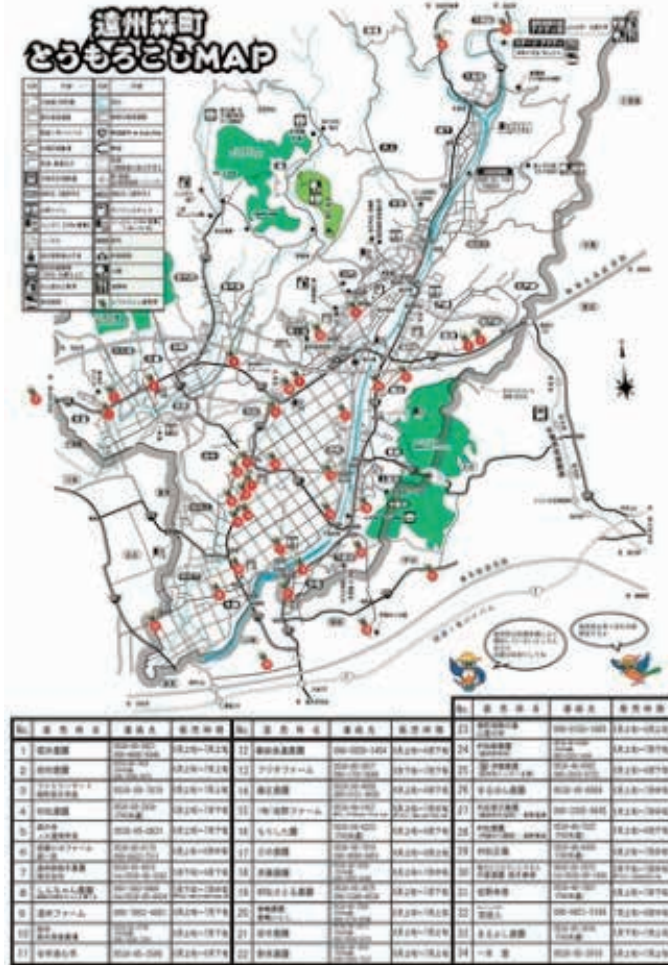
(5) 市民参加型の小平農業情報発信プログラム

プログラムの方針

情報誌やインターネット、SNS などのさまざまな情報媒体を活用した情報発信に加え、農業に関するイベントの実施によって市民が楽しみながら小平市の農業の情報に触れる機会を増やします。また消費者の協力のもと、最新のニーズを探りながら、需要に対応する商品の開発を検討します。

事業	概要	農業者	J A	市民等	民間団体	行政
①直売所めぐりの観光コースの開発	直売所めぐりをまち歩き等の観光コースに取り入れ、小平産農産物を購入できる機会を増やします。	○			◎	○
②市内の直売所の情報共有ページを作成	市内の直売所の情報を集約し、インターネット等で発信することについて検討します。	○	◎		○	○
③多様な食品の需要や利用の可能性についての情報収集	消費者の関心が高い食品の需要や利用の可能性について情報収集を行い、農業者や関係機関と連携しながら、具体的な活用方法について研究し農業生産につなげます。	○		◎		○
④市民による積極的な情報発信	農業に関心を持つ市民の口コミによる小平産農産物の PR に加え、インターネット等の各種媒体を通じた発信力のある市民の力を活用し、市内のみならず、全国に小平産農産物を PR します。			◎	◎	○

■先進地域に学ぶ：静岡県森町の事例
 水田やレタス栽培の盛んな森町では、町での作付けの少ない作物である夏場のとうもろこし販売が人気となっています。各農家の規模は概ね小規模ながらブランド化を熱心に進めており、町内の直売所に関する情報マップが1年に1回更新されています。
 直売所の場所・連絡先・開設時期に関する情報が掲載された地図は、町のウェブサイトですべてダウンロード可能であることから、町内外から訪れる消費者への利便性が高い情報となっています。



施策2：市民による援農支援

現状と課題

小平市では農作業の担い手が不足している農家に対し、市民がボランティアで農作業を手伝う援農ボランティアを東京都農林水産振興財団やJA東京むさし等の関係機関との連携によって育成しています。一方で、農業者が人手を必要とする作業と市民が希望する作業のミスマッチや農業者とボランティアの関係の構築などの運営上の課題があります。

施策の方針

農業に関心のある市民による援農をさらに支援し、農作業の人手不足を解消するため、援農に関する情報発信や援農インターンシップの実施、ボランティアの登録や適正配置に関する仕組みの充実を目指します。

(1) 世代に適応した援農プログラム

プログラムの方針

農業に関心のある市民を対象とした援農インターンシップや人材活用支援の実施を推進します。さらに、援農ボランティアの技術向上や効果的な事業運営について検討し推進します。

事業	概要	農業者	JA	市民等	民間団体	行政
①援農希望者や営農支援が必要な農業者の情報収集	援農を希望する市民や営農支援が必要な農業者の情報を収集し、市民による農業支援の仕組みづくりを行います。		◎		○	◎
②援農ボランティアの育成と活用促進	農作業に関心を持つ市民や市内在勤者を援農ボランティアとして育成・活用するため、農作業の実習プログラムを作成します。東京都の広域援農ボランティア制度との連携により、農作業の講習会を実施し、援農ボランティアを活用するための体制づくりを行います。また、農作業事故等に備え、ボランティア保険への加入を支援します。	○	◎			◎

(2) 大学・高校との連携プログラム

プログラムの方針	
大学や高校など教育機関と連携した単位認定を含む援農インターンシップ・プログラムを検討します。	

事業	概要	農業者	J A	市民等	民間団体	行政
①教育機関と連携した援農インターンシップ	市内や周辺市に立地する大学等の教育機関と農業関係機関とが連携し、農家での職業体験・インターンシップを実施し、若者による農業の担い手を育成します。	◎	◎		◎	◎
②留学生による農業体験	留学生に対して、日本を理解する体験プログラムの一つとして小平市の農業体験インターンシップを位置づけます。	○	◎		◎	◎
③中学や高校のインターンシップや職場体験	中学や高校のインターンシップや職場体験のひとつとして、農業体験の機会を充実させ、若者が農業への理解を深める取組について推進します。	○	○			◎

(3) 援農に関する情報発信プログラム

プログラムの方針
援農ボランティア自身やボランティア制度を活用する農業者など当事者による情報発信を推進します。

事業	概要	農業者	JA	市民等	民間団体	行政
①援農を受けている農業者による情報発信	援農受け入れ農家からの情報発信によって援農制度への理解を促します。特にインターネットでの発信を日常的に行える人材に働きかけを行います。	◎	○		◎	○
②援農ボランティアによる情報発信	若者等に人気の高いツールを柔軟に活用した情報発信を援農ボランティアが行い、援農を通じた市民の交流の輪を広げます。	◎	○	◎		◎

施策3：多様な農業体験の場の提供

現状と課題
農地は市内の緑地空間として良好な住環境の維持に重要となっています。また、市民の体験農園などでの農業体験の関心は高く、より一層の充実が求められています。

施策の方針
市内の農地や緑地を活用し、多様な農業体験の機会の充実を図るための取組を実施し、市民に対して農業への理解を一層深めていくことを目指します。

(1) 農空間の商品化に関するプログラム

プログラムの方針
市内の緑地空間を維持するための一つの方策として、農業公園や体験農園等の整備について研究します。さらに小平グリーンロードと農地・雑木林や体験農園、既存の都市公園やそのほかの緑地等の連携を強化し、「プチ田舎」として多様な緑地体験、農業体験が可能となる一体的な空間整備について検討します。

事業	概要	農業者	J A	市民等	民間団体	行政
①農業公園等の整備についての研究	農業公園等の整備の具体的な方策について関係機関と連携して研究します。	○	○			◎
②体験農園や観光農園の機能拡充についての研究	体験農園に隣接し市民が利用できる関連施設（直売所や農家レストラン等）について研究します。	◎	○		○	◎

(2) 農と地域コミュニティの連携プログラム

施策の方針

農業と地域コミュニティの連携を強化し、地域住民への農業の理解を深め、良好な営農環境整備を推進します。

事業	概要	農業者	J A	市民等	民間団体	行政
①農地や緑地空間の活用の検討	農地における農業体験や、雑木林を利用したアウトドア体験等のプログラムを関係団体が協力しながら検討し、市民と農業者との交流の促進を図ります。	○	◎		◎	○
②イベントの実施による農家と地域住民の交流の促進	収穫祭等のイベントを実施し、農家と地域住民との交流を支援します。	◎	◎	◎	◎	◎
③地域の子どもたちを対象とした学習機会の提供	地域の子どもたち向けに農業について学ぶ機会を提供し、農業の大切さを理解してもらいます。	◎	◎		○	◎

(3) 農業体験の推進による食育プログラム

プログラムの方針

小中学生の日常・学校生活の中での農業体による食育を推進します。

事業	概要	農業者	J A	市民等	民間団体	行政
①食育プログラムの内容の充実	学校（栄養士含む）・農業者と連携し、食育プログラムの内容について検討します。さらに、学校での食育に関する授業を通じ、保護者など児童・生徒の身近な人への啓発も図ります。	◎	◎	◎		◎
②学童農園や農業体験を実施する農業者の支援	学童農園や農業体験を実施する農業者を支援します。		◎			◎

(4) 各種農園の整備促進プログラム

プログラムの方針

生産緑地法の一部が改正されたことにより、生産緑地地区内に直売所や農家レストランの設置が可能となりました。今後、税制等の課題も整理しながら、市民が楽しめる都市農業経営を支援します。

事業	概要	農業者	J A	市民等	民間団体	行政
①直売所や農家レストラン等の開設の研究	改正生産緑地法で設置が可能となった、直売所や農家レストラン等について税制等の課題を整理しながら設置のあり方を研究します。	◎	◎		○	○

■先進地域に学ぶ：東京都西東京市の事例
 西東京市のある農業体験農園では、農業体験の他に、園主が所有する蔵を改築し、利用者への講習を行う他、近隣の小学生や老人ホームの入居者に地域の農業に関する講習会や野菜のプランター栽培の講習を行っています。また、市役所や農園利用者、消防署、自衛隊が協力して、炊き出し等の防災訓練を行うなど、幅広い活動が行われています。



体験農園園主所有の蔵を改築した施設

(東京農業振興プランより)

施策4：農地の多機能化の促進

現状と課題

都市農地は新鮮な農産物を生産する機能のみならず、都市気候の緩和、防災、教育や景観の向上などさまざまな機能を有します。都市農業の振興のため、農地の持つ様々な機能の活用を促進することが求められます。

施策の方針

都市農地の持つ多機能性の向上や市街地における農地の価値の向上のため、市民に対し、農地の多面的機能の啓発や必要な設備の充実を目指します。

(1) 農地の多面的機能を市民に周知するプログラム

プログラムの方針

都市農地の多面的機能を市民に啓発することで、市民の農業への理解や新たな就農機会を増やします。また、関係機関と連携しながら農空間におけるツーリズムの推進やイベントによる農地ツアー等を通じて農地の多面的機能を市民にPRし、都市農業の振興を図ります。

事業	概要	農業者	JA	市民等	民間団体	行政
①農空間とその他の地域資源を組み合わせた観光コースの設定	こだいら観光まちづくり協会等と連携し、農空間と地域資源（小平グリーンロードやオープンガーデン等の観光拠点）を組み合わせたまち歩きを実施します。	○			◎	◎

■先進地域に学ぶ：東京都世田谷区の事例

世田谷区では農業・農地のあるまちが楽しめる散策案内サインや庭先直売所、防災兼用農業用井戸、土埃防止ネットなどの設置によって、地域の農ある風景の維持や保全を図り、農業者の営農意欲につなげる取組を行っています。



農業・農地のあるまちが楽しめる、散策案内サイン

(東京農業振興プランより)

(2) 災害時における避難場所として農地を確保するプログラム

プログラムの方針

都市農地は都市域における貴重なオープンスペースとして、災害時の避難所や火災の延焼を防ぐ防火帯としての役割が期待できます。このような農地の防災機能を高めるために、「災害時における生産緑地の活用と生鮮食料品の調達に関する協定」を市民に周知し、農地の多面的機能の発揮を推進します。

事業	概要	農業者	J A	市民等	民間団体	行政
①農地に災害時に必要となる設備の整備	農地において、災害時に利用可能な防災兼用農業用井戸などの設備の整備を支援します。	◎	○			○

■先進地域に学ぶ：東京都練馬区の事例

練馬区内にある地場野菜を活用した「炊き出し訓練」と、中高生ボランティアによる「地下水運搬訓練」を実施し、都市農地の防災機能について学ぶとともに、防災への備えを確かにする試みが行われました。



農業用ハウスでの炊き出し訓練
(練馬区)

(東京農業振興プランより)

(3) 食育の場としての農地の活用プログラム

プログラムの方針

都市農地は都市住民の居住地域と共存しており、次世代を担う子供や学生などにとってもっとも身近な食料生産の場に触れる機会を提供しています。このような都市農地の持つ教育機能を活用するために、若者や市民が農業に触れる機会を増やしていきます。

事業	概要	農業者	J A	市民等	民間団体	行政
①食育の場としての学童農園の充実	食育の場としての学童農園の充実に努めます。	◎	◎			◎

第9章

計画の推進体制

1. 農業振興の担い手

本計画は、市が進行管理にあたり、施策の推進は「農業者」「J A東京むさし」「市民・市民団体」「民間団体」「行政」の各推進主体が連携して、主体的な取組を行っていくことで、計画の円滑な推進、施策の広がりを図ります。

計画の推進に向け、各主体が担う主な役割を以下に示します。

《農業者》

- ・ 農業の担い手、農地、農空間の管理者として計画を主体的に推進します
- ・ 農業技術の向上、省力化やマーケティング等を工夫した農業経営を行います
- ・ 消費者ニーズの把握や食育や農業体験などの関心に対応した活動を行います
- ・ 農業を発展させるために、市民、民間団体等との連携を図ります

《J A東京むさし》

- ・ 女性、青壮年部等の農業生産団体の活性化を図るための取組を推進します
- ・ 農業技術の指導や農業経営を進めやすい環境をつくれます
- ・ 農業者と市民、民間団体、行政を結ぶ役割を果たします

《市民・市民団体・市内在勤者》

- ・ 安全な食生活、農地の保全や有効活用の担い手として計画を主体的に推進します
- ・ 農業の理解者として農業者との連携、支援を進めます

《民間団体（企業、商工会、金融機関、大学、NPO等）》

- ・ 農作物の流通販売、食品加工、ブランド化の担い手として農業経営を支援します
- ・ 地場流通など地域自給率の向上への協力により、農業者と市民を結ぶ役割を果たします
- ・ 人材、経営ノウハウや新しい技術などの情報を提供します

《行政》

- ・ 市内推進体制を整備します
- ・ 各推進主体の連携や活動を支援します
- ・ 計画に基づく施策や支援制度を推進します
- ・ 関係機関と連携して、農業に係る法令、税制、各種支援制度等を国、東京都に対し要望します
- ・ 農業委員会は、上記項目のほか、市へ計画推進に必要な意見の提出、提案を行うとともに、より実効性のある支援とするための制度改善を要望します
- ・ 農のあるまちづくり推進会議は、農業者、市民、民間団体等との連携、協働により施策を展開します

2. 庁内推進体制

本計画の実現にあたっては、農業振興分野のみならず、都市計画、環境、福祉、教育、防災など各分野の個別計画、実施事業と相互に連携することが必要であることから、庁内関係部署との連絡連携を図り、全庁的に取り組むこととします。

3. 計画の効果測定、評価、見直し

本計画の推進にあたっては、PDCA(PLAN DO CHECK ACTION)サイクルを原則に、短期、中期、長期のそれぞれの期間において、成果の公表、評価と計画の見直しを行います。

短期（1～2年間）

- 市は庁内関係部署間で進捗状況の情報共有を行います
- 市及び各計画推進主体は進捗状況の情報共有を行います
- 市及び各計画推進主体は次年度の予算事業や取り組みに進捗状況を反映します

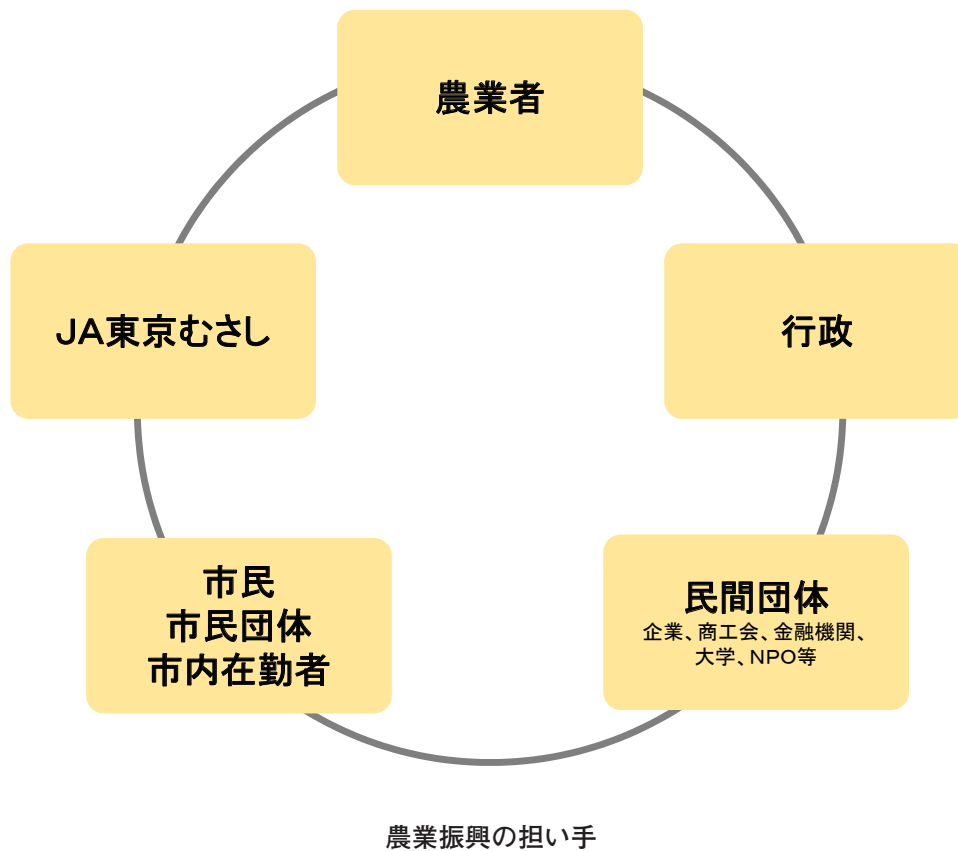
中期（3～5年間）

- 市は社会情勢、市内農業の現状についての調査・把握を行います
- 市は各施策、実施プログラムのKPIの達成状況を公表します
- 市及び各計画推進主体は計画全体の進捗状況の情報共有を行います
- 市及び各計画推進主体は計画の進捗状況についての評価を行います
- 市及び各計画推進主体は計画全体の見直しを行います

長期（6～10年間）

- 市は社会情勢、市内農業の現状及び計画全体の成果についての調査を行います
- 市及び各計画推進主体は計画全体の成果の情報共有、評価を行います
- 市及び各計画推進主体は次の農業振興への取組についての検討を行います

	平成30年度												平成34年度												平成39年度												担当する推進主体
	年度												年度												年度												
施策、実施プログラムの進捗状況の評価	→												→												→												市
施策、実施プログラムの進捗状況の情報共有	→												→												→												市及び各推進主体
次年度の予算事業、取組への進捗状況の反映	→												→												→												市及び各推進主体
社会情勢、市内農業の現状についての調査	→												→												→												市
KPIの達成状況の公表	→												→												→												市
計画全体の進捗状況の情報共有	→												→												→												市及び各推進主体
計画全体の進捗状況の評価	→												→												→												市及び各推進主体
計画全体の見直し	→												→												→												市及び各推進主体
社会情勢、市内農業の現状及び計画の成果についての調査	→												→												→												市
計画全体の評価	→												→												→												市及び各推進主体
計画期間終了後の取組についての検討	→												→												→												市及び各推進主体



4. 推進主体及びスケジュール

本計画を推進するにあたっては、各推進主体のいずれか1つのみで行うものではなく、複数に関わって実施していくことが重要です。メイン主体、サブ主体の表記がされていない推進主体とも連携を図り、将来、農業振興の担い手として、メイン主体やサブ主体になってもらうことで地域を支え合う好循環につなげていきます。

各プログラムについては、本計画策定後、概ね1～2年を短期、3～10年を中長期に分けて考えています。既存事業や早急に実行すべきものを短期、詳細を検討するのに時間を要するものや期間を定めて行うことに不向きなもの、息の長い取り組みが必要なものを中長期にと位置づけました。また、本計画はPDCAサイクルを原則とし、社会状況の変化などに適宜対応し推進していきます。

次ページ以降の「推進主体および推進スケジュール」の見方

(凡例)

I. 農業経営基盤強化のための施策	主 体					スケジュール	
	農業者	J A	市民等	民間団体	行政	短期 ^(※1)	中長期 ^(※2)
施策3：農業の担い手の育成 【KPI：新規就農者数】 現状：4.5人（直近5年間平均） 目標：5人							
(3) 担い手確保のプログラム							
① 雇用就農希望者の受け入れによる担い手確保	◎	◎			○	実線	実線
② 多様な農業研修プログラムの提供	◎	○			○	斜線	斜線

◎はメイン主体を表しています。

○はサブ主体を表しています。

斜線部分は検討期間を表しています。

実線部分は実行期間を表しています。

※メイン主体とは、中心となってプランを進めていく推進主体を指します。また、サブ主体とはプランを実行する上で協力が欠かせない推進主体です。

※KPI (key performance indicator) とは、施策ごとの進捗状況を検証するために設定する重要業績評価指標を指します。

I. 農業経営基盤強化のための施策	主 体					スケジュール	
	農業者	J A	市民等	民間団体	行政	短期 (※1)	中長期 (※2)
施策1：農業経営支援 現状：63 経営体（平成 28 年度）		【KPI：認定農業者数】 目標：75 経営体					
(1) 企業的農業経営の推進プログラム							
① 各農家に適した経営モデルの構築	○	○			○		
② 農業経営基盤の強化	○	○			○		
③ 国や都による補助制度や農業制度資金の活用促進		○			○		
④ 家族経営協定の締結支援・促進	○	○			○		
⑤ 農業施策・法人化等に関する情報提供		○			○		
(2) 認定農業者の育成プログラム							
① 農業経営改善計画書の作成支援	○	○			○		
② 認定農業者制度の活用	○	○			○		
③ 補助金等制度活用推進		○			○		
(3) 新たな技術導入による農業経営発展のプログラム							
① 農業の技術革新情報の提供		○		○	○		
② 農業新技術の情報発信		○		○	○		
(4) 小平産農産物のブランド化と販売促進プログラム							
① 小平産農産物のブランド化の推進	○	○	○	○	○		
② 農産物認証の取得促進		○			○		
③ 農業者による小平産農産物の PR	○		○	○	○		
④ 学校給食等への農産物の供給強化	○	○			○		

I. 農業経営基盤強化のための施策	主 体					スケジュール	
	農業者	J A	市民等	民間団体	行政	短期 (※1)	中長期 (※2)
(5) 小平の農業に関する生産者目線の情報発信プログラム							
① 各農家の旬の農産物の情報を発信	○	◎	○	◎	◎		
② さまざまな情報発信による消費拡大		◎			○		
施策2：生産緑地の維持 [KPI：農地面積減少率を12%に抑える] 現状：191ha（平成28年1月1日） 目標：165ha（平成39年）							
(1) 生産緑地の適正活用に関するプログラム							
① 生産緑地所有農家の情報収集		○			◎		
② 国や都の施策の情報収集と活用					◎		
③ 相続や税制に関する相談・勉強会の実施		◎		◎	○		
④ 生産緑地の機能に関する啓発	○	◎			◎		
(2) 低利用農地の適正活用プログラム							
① 低利用農地の利活用	○	○			◎		
(3) 市民との協働による農地保全プログラム							
① 援農支援受け入れ希望農家の把握		◎			○		
② 市民の農業支援への意識向上	○	○	◎	◎	○		
③ 援農ボランティア等への研修と農家へのマッチング		◎			◎		
④ 地域と一体になった農地の保全	○		◎		◎		
施策3：農業の担い手の育成 [KPI：新規就農者数] 現状：4.5人（直近5年間平均） 目標：5人							
(1) 指導的農業者育成プログラム							
① リーダー的な農家と若手農家との連携促進	◎	◎			◎		
② 先進的経営事例の情報発信	◎	◎			◎		

I. 農業経営基盤強化のための施策	主 体					スケジュール	
	農業者	J A	市民等	民間団体	行政	短期 ^(※1)	中長期 ^(※2)
(2) 農業後継者育成事業のプログラム							
① キャリアステージに応じた就農支援	○	◎		○	◎		
② 後継者育成塾等研修参加の支援		◎		◎	○		
③ 農業後継者が経営を承継しやすい環境づくり	◎	◎			○		
④ 独身農業者の婚活支援		◎		◎	○		
(3) 担い手確保のプログラム							
① 雇用就農希望者の受け入れによる担い手確保	◎	◎			◎		
② 多様な農業研修プログラムの提供	◎	◎			○		
③ 農業研修の範囲拡大	○	◎		○	○		
④ 人材プラットフォームの検討		◎		○	◎		
(4) 先導的農業者に関する情報発信プログラム							
① 情報誌やウェブサイトへの掲載	◎	○		○	◎		
② 小平市の農業や農産物に関する情報を市民に提供		○		○	◎		
施策4：農業分野の女性の活躍促進 【KPI：女性農業従事者数】 現状：325人（平成29年1月1日） 目標：290人（平成39年）							
(1) 女性による農業ベンチャーの支援プログラム							
① 女性農業者の交流機会の促進	◎	◎		○			
② 起業を希望する女性農業者に対する支援		◎		◎	◎		
(2) 女性農業者のネットワークづくりプログラム							
① 農業女子PJ（プロジェクト）等との連携を検討		○			◎		
② 近隣自治体の女性農業者ネットワークとの連携	○	○			◎		
③ 農業委員会等における女性登用を推進	○	○			◎		

I. 農業経営基盤強化のための施策	主 体					スケジュール	
	農業者	J A	市民等	民間団体	行政	短期 ^(※1)	中長期 ^(※2)
④ 女性農業者に関する情報発信	○	○	○	○	○	■	■
(3) 女性の農業技術の向上支援プログラム							
① 先進事例に関する研修会・講演会の開催	○	○		○	○	■	■
② フォークリフト等の免許・資格の取得の推進		○		○	○	■	■
③ 農作業労働の安全に対する講習会の実施		○		○	○	■	■
(4) 子育て世代女性の活用促進プログラム							
① 農家の担い手の情報把握		○			○	■	■
② 他地域における先進事例の研究	○	○			○	■	■

II. 農のあるまちづくりのための施策	主 体					スケジュール	
	農業者	J A	市民等	民間団体	行政	短期 ^(※1)	中長期 ^(※2)
施策1：地産地消の促進 [KPI：学校給食における市内農産物の使用割合] 現状：28.5%（平成28年度） 目標：30%							
(1) 農産物直売所の適正配置プログラム							
① 共同直売所の増設やグループ販売の拡大	○	○		○	○	■	■
② 互いに競合しない作目の生産計画を確立	○	○				■	■
③ 消費者がアクセスしやすい直売所の検討	○			○	○	■	■
④ 時間限定のマルシェや移動販売	○			○	○	■	■
(2) 小平産農産物の学校給食利用と食育推進プログラム							
① 給食食材の規格・形状の情報交換と一次加工の検討	○	○			○	■	■
② 生産者側と学校側の情報共有	○	○			○	■	■
③ 通年使用可能な農産加工品の開発・販売	○	○		○		■	■

Ⅱ. 農のあるまちづくりのための施策	主 体					スケジュール	
	農業者	J A	市民等	民間団体	行政	短期 ^(※1)	中長期 ^(※2)
④ 食育プログラムの充実	○	◎		◎	◎		
⑤ 学童農園の充実	◎	◎			◎		
(3) 小平産農産物のブランド化プログラム							
① ブランド化が可能な農産物の研究	◎	◎	◎	◎	◎		
② 共通のロゴを活用	◎	◎		○	◎		
③ ブランド化した農産物の冊子・パンフレットを作成		◎		◎	○		
④ 農業者と商業者の情報交換・商品開発の検討	◎	◎		◎	○	斜線	
⑤ 店舗内販売の推進	◎	○		◎	○		
⑥ 小平産農産物の販売戦略の構築	◎	○		◎	○		
(4) 異業種との連携プログラム							
① 異業種交流会、情報交換会等の実施	◎	○		◎	○		
② 商業施設内における直売スペースの設置やイベントへの出店支援	◎	○		◎	○		
③ 商店街との連携	◎	○		◎	○		
④ 企業等への農業体験の周知	○	◎		○	◎		
⑤ 6次産業化や農商工連携の推進	◎	◎		◎	◎		
⑥ 市内の物流との連携	◎	◎		◎	○		
⑦ 飲食店との連携	◎	◎		◎	◎		
(5) 市民参加型の小平農業情報発信プログラム							
① 直売所めぐりの観光コースの開発	○			◎	○		
② 市内の直売所の情報共有ページを作成	○	◎		○	○		

Ⅱ. 農のあるまちづくりのための施策		主 体					スケジュール	
		農業者	J A	市民等	民間団体	行政	短期 (※1)	中長期 (※2)
③	多様な食品の需要や利用の可能性についての情報収集	○		◎		○		
④	市民による積極的な情報発信			◎	◎	○		
施策2：市民による援農支援 【KPI：新規援農ボランティア受講終了者数】 現状：5人（直近5年間平均） 目標：維持								
(1) 世代に適應した援農プログラム								
①	援農希望者や営農支援が必要な農業者の情報収集		◎		○	◎		
②	援農ボランティアの育成と活用促進	○	◎			◎		
(2) 大学・高校との連携プログラム								
①	教育機関と連携した援農インターンシップ	◎	◎		◎	◎		
②	留学生による農業体験	○	◎		◎	◎		
③	中学や高校のインターンシップや職場体験	○	○			◎		
(3) 援農に関する情報発信プログラム								
①	援農を受けている農業者による情報発信	◎	○		◎	○		
②	援農ボランティアによる情報発信	◎	○	◎		◎		
施策3：多様な農業体験の場の提供 【KPI：小平産農産物を購入しようとしている市民の割合】 現状：35.4%（平成28年） 目標：50%								
(1) 農空間の商品化に関するプログラム								
①	農業公園等の整備についての研究	○	○			◎		
②	体験農園や観光農園の機能拡充についての研究	◎	○		○	◎		
(2) 農と地域コミュニティの連携プログラム								
①	農地や緑地空間の活用の検討	○	◎		◎	○		
②	イベントの実施による農家と地域住民の交流の促進	◎	◎	◎	◎	◎		
③	地域の子どもたちを対象とした学習機会の提供	◎	◎		○	◎		

Ⅱ. 農のあるまちづくりのための施策	主 体					スケジュール	
	農業者	J A	市民等	民間団体	行政	短期 (※1)	中長期 (※2)
(3) 農業体験の推進による食育プログラム							
① 食育プログラムの内容の充実	○	○	○		○		
② 学童農園や農業体験を実施する農業者の支援		○			○		
(4) 各種農園の整備促進プログラム							
① 直売所や農家レストラン等の開設の研究	○	○		○	○	斜線	
施策4：農地の多機能化の促進				【KPI：学童農園の件数】			
現状：19箇所				目標：維持			
(1) 農地の多面的能を市民に周知するプログラム							
① 農空間とその他の地域資源を組み合わせた観光コースの設定	○			○	○		
(2) 災害時における避難場所として農地を確保するプログラム							
① 農地に災害時に必要となる設備の整備	○	○			○		
(3) 食育の場としての農地の活用プログラム							
① 食育の場としての学童農園の充実	○	○			○		

※1…おおむね平成30年度～平成31年度より実施可能な事業を指す

※2…平成32年度以降に実施可能な事業、もしくは実施に向けた検討を開始する事業を指す

資料編

1. 計画策定の体制と経緯

計画策定にあたっては、学識経験者、各産業有識者、公募による市民からなる小平市農業振興計画検討委員会を設置しました。

また、計画策定に向けた事務局として小平市、多摩信用金庫、公立大学法人首都大学東京の三者連携により策定業務を進め、三者による検討会議を24回行いました。

平成28年は市内事業者の経営状態や課題、経営実態のほか、市民の皆様の購買行動や市内産業に対する認識、農業を営まれている方の市内農業の振興に対する意見などを調査分析した基礎調査報告書をまとめました。

平成29年は基礎調査報告書に基づき、より実効的な農業振興を推進するため素案について検討を重ねました。



小平市農業振興計画検討委員会の様子



三者による検討会議の様子

2. 小平市農業振興計画策定経過

開催日時等	内容
平成 28 年 8 月 19 日	第 1 回小平市農業振興計画検討委員会 ・基本方針の確認
平成 28 年 9 月 23 日 ～平成 28 年 10 月 11 日	意識調査実施期間
平成 28 年 12 月 20 日	第 2 回小平市農業振興計画検討委員会 ・アンケート調査報告
平成 29 年 3 月 9 日	第 3 回小平市農業振興計画検討委員会 ・基礎調査報告書案の検討
平成 29 年 3 月	小平市産業振興基本計画及び小平市農業振興計画の策定に向けた基礎調査報告書発行
平成 29 年 4 月 11 日	第 4 回小平市農業振興計画検討委員会 ・計画策定に向けたブレインストーミング
平成 29 年 6 月 27 日	第 5 回小平市農業振興計画検討委員会 ・計画骨子案の検討
平成 29 年 8 月 10 日	第 6 回小平市農業振興計画検討委員会 ・計画素案と重点施策の検討
平成 29 年 9 月 25 日	第 7 回小平市農業振興計画検討委員会 ・計画素案の検討
平成 29 年 10 月 31 日	第 8 回小平市農業振興計画検討委員会 ・計画素案の作成
平成 29 年 11 月 20 日 ～平成 29 年 12 月 19 日	小平市農業振興計画（素案）に対する市民意見公募手続（パブリックコメント）期間
平成 30 年 1 月 30 日	第 9 回小平市農業振興計画検討委員会 ・計画案の検討
平成 30 年 3 月	小平市農業振興計画発行

3. 小平市農業振興計画検討委員会設置要綱

平成28年5月23日
事務執行規定

(設置)

第1条 小平市農業振興計画(次条において「計画」という。)の策定について検討を行うため、小平市農業振興計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、識見を有する者、農業に関係する団体を代表する者及び市民のうち市長が依頼する委員10人以内をもって構成する。

2 委員のうち4人以内は、公募により選任する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

(会議の公開)

第6条 委員会の会議(以下この条において「会議」という。)は、公開する。ただし、会議を公開することにより、公平かつ円滑な会議の運営が著しく阻害されるおそれがあるときは、委員会の議により非公開とすることができる。

2 会議の傍聴の手續、傍聴人の遵守事項その他会議の公開に関し必要な事項は、別に定める。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要に応じて検討事項に関係がある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(設置期間)

第8条 委員会の設置期間は、設置の日から平成30年3月31日までとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、地域振興部産業振興課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(施行期日等)

1 この要綱は、平成28年5月23日から施行する。

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

4. 小平市農業振興計画検討委員会名簿

役職	氏名	所属等
委員長	菊地 俊夫	首都大学東京 都市環境学部 教授
副委員長	高橋 清一	小平市農業委員会 会長 (～平成 29 年 7 月)
副委員長	竹内 博行	小平市農業委員会 会長 (平成 29 年 8 月～)
委員	木下 幹郎	公募市民委員
委員	小林 幸夫	公募市民委員
委員	小林 より子	公募市民委員
委員	田澤 増子	公募市民委員
委員	窪田 文一	東京むさし農業協同組合 小平支店 指導経済課長
委員	沼田 洋子	東京都中央農業改良普及センター 普及員 (～平成 29 年 3 月)
委員	野地 喜徳	東京都中央農業改良普及センター 主任普及指導員 (平成 29 年 4 月～)
委員	野中 敏夫	東京むさし農業協同組合 小平地区支部長連合会 会長 (～平成 29 年 3 月)
委員	小野 義雄	東京むさし農業協同組合 小平地区支部長連合会 会長 (平成 29 年 4 月～)
委員	松澤 龍人	一般社団法人東京都農業会議 業務部長

(敬称略)

用語解説

【あ行】

○営農支援・援農支援

専門的な知識・技能・経験を有している人材や組織により農家を支援する体制・仕組み。支援内容は農作業、IT化、経営改善、コンサル、各種申請作業、機械操作、ネット販売・ウェブ管理など多岐にわたる。また、人材や組織の専門性の高さから、その分野では農家より優れた知識等で支援することができる。一方、援農支援は、営農支援に比べ専門的な知識・技能・経験を有していない人材（消費者・高齢者・若者）も含む農作業を支援する体制・仕組み。

○援農ボランティア

農業の担い手が不足している農家に対し、ボランティアで農作業を手伝う市民のこと。東京都では農業に関心を持つ都民を対象に、農作業体験や農業者との交流などを通じて、都市農業の意義や役割について理解を深めてもらい、農家とともに安全で新鮮・良質な農産物等の生産を担う援農ボランティアを養成し、認定している。

○オープンガーデン

個人の庭を一般に公開し、訪れた人が季節の植物を楽しみ交流を深め、自然と潤いのある街となることを目指す活動。市内では平成30年3月現在26カ所が開設されている。

【か行】

○学童農園

農業体験を通じて、子どもたちに自然や環境への理解を深めるとともに、都市農業への理解を進めることを目的に、学校近くの農地で農家の指導の下、教育上必要な作業や観察を行う。市内では公立小学校19校（全校）で実施されている。

○家族経営協定

農業経営における役割分担、就業条件、収益の分配、経営の継承などを家族の話し合いを通じて文書化するもので、これにより後継者や配偶者などの経営に対する意欲の向上と能力の発揮を促すことを目的としている。

○観光農園

市民や観光客等が農産物の収穫などの一部農作業を体験したり、農産物の購入、農地の観賞ができる農園。

○企業的農業経営

家計と経営を分離し、家族経営協定の締結等により就業条件を整備したり、新技術導入や経営の多

角化等による安定的な収益の確保を目指す農業経営。

○経営耕地

農家が経営している耕地をいい、自ら所有している耕地と借入している耕地の合計。

○兼業農家

世帯員が自家の農業以外の仕事から収入を得ている農家。農業所得を主とする兼業農家を第一種兼業農家、農業所得を従とする兼業農家を第二種兼業農家という。

○こだいら観光まちづくり協会

小平市の観光まちづくりを推進するために平成28年に設立された地域・民間主体の組織。「小平市観光まちづくり振興プラン」を推進するとともに、「観光まちづくり」をキーワードに活動している。

○小平グリーンロード

野火止用水・玉川上水・狭山境緑道の三つの水の道を結び、小平を一周（21km）する散歩道。平成15年に社団法人日本ウォーキング協会が認証する「美しい日本の歩きたくなるみち500選」に入選した。

【さ行】

○「災害時における生産緑地の活用と生鮮食料品の調達に関する協定」

地震や風水害などの大規模な災害が発生した時に、市民が生命及び身体の安全を確保すること及び災害時に必要な生鮮食料品の調達を行うことを目的として、市とJA東京むさしが締結している協定。大規模災害の発生時に生産緑地を一時的に避難場所として使用、緊急を要する場合に農業用機械等を人命救助の応急対策に活用、避難者等へ食料を配給するため、生鮮食料品を優先的に供給することを定めている。

○JA 東京むさし小平ファーマーズ・マーケット

JA東京むさし小平支店が運営する小平産の農畜産物の共同直売所。小平市が栽培発祥の地であるブルーベリーを使用した加工品など、市のブランド認定を受けた特産品の販売も行っている。屋上にある庭園はオープンガーデンに登録されているほか、マンホールトイレや井戸水なども備えている。

○施設化

天候の影響を受けやすい露地栽培に対し、園芸用ハウスの導入など施設を設置することにより安定的な農業経営を行うこと。より高度な施設導入として、ICTを活用した生産性の高い養液栽培システムや、高品質な収穫物が期待できる果樹の根域制限栽培システムなどの先進的な技術を導入することにより、高収益型農業を実現することができる。

○指導農業士

優れた農業経営を行いつつ、新規就農者等の育成に指導的役割を果たしていることについて、各都

道府県の知事から認定された農業者。農業高校や農業大学校の実習生、就農に意欲のある者や新規就農者を指導農業士宅に受け入れての農業経営研修や若い農業者に対しての助言などの地域農業の振興に関する活動を行っている。

○市民農園

健全な余暇利用を目的として、小面積の農地を利用して自家用野菜などを栽培するための農園。市内では市民菜園として平成30年3月現在4農園ある。

○食育

生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てること。

○食料・農業・農村基本法

昭和36年に制定された農業基本法に代わり平成11年に制定。旧基本法が農業の発展と農業従事者の地域の向上、すなわち生産者中心の体系であったのに対し、新基本法は国民的な視点から、農業のみならず、食料・農村の分野まで対象を拡大。国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図るために、「農業の持続的発展」と「農村の振興」を協力を推進することを通じて、「食料の安定供給の確保」と「多面的機能の発揮」を実現していくことを基本理念としている。

○スマート農業

ロボット技術やICTを活用して超省力・高品質生産を実現する新たな農業。これらの技術の導入により、超省力・大規模生産、作物の能力を最大限に発揮、きつい作業、危険な作業からの解放、誰もが取り組みやすい農業、消費者・実需者に安心と信頼の提供を実現する。

○生産緑地（制度）

農地の持つ環境や防災などの機能が、無秩序な市街化によって失われることで、都市の環境の悪化や計画的なまちづくりに支障となることから、農業と調和した良好な都市環境の形成を図るため農地を保全する制度。生産緑地に指定されると、長期の営農が義務づけられる一方、税の軽減措置が受けられる。

○税制

相続税納税猶予制度は、相続による農地の細分化を防止し農業経営の継続を図る観点から、一定の要件を満たした場合、相続税の納税を猶予する制度。農業経営をやめた場合は、猶予されている税額に加えて、利子税も納めることとなる。

○専業農家

世帯員の中に兼業従事者が1人もおらず、自家の農業所得のみで生計を営む農家。

【た行】

○体験農園

農家が経営・管理し、利用者は指導を受けながら、作付から収穫までの作業を体験し、農産物を購入する農園。

○地域内資源循環システム

環境と調和のとれた農業を推進するため、落ち葉や生ごみをたい肥化し、地域の農家で使用して栽培された野菜を消費する、資源を地域内で循環させる取組。

○地産地消

地域の消費者ニーズに即応した農業生産と、生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結び付ける取組。

○東京都エコ農産物認証

土づくりの技術や化学合成農薬と化学肥料削減の技術を導入し、都内の通常の栽培における化学合成農薬と化学肥料の使用実態を調査して決めた慣行使用基準から化学合成農薬と化学肥料を削減してつくられる農作物に対し、削減割合を25%以上、50%以上、不使用の3区分で認証する制度。認証農作物については、都が安全性を確認しPRするとともに、生産者は認証マークを付けて販売することができる。

○東京都青年農業者等育成センター

就農希望者への相談受け付け、就農支援資金の貸付、その他の支援を行い、青年農業者の確保育成を行う機関。東京都では公益財団法人東京都農林水産振興財団が都から指定を受けて運営している。

○東京都農業会議

農業委員会等に関する法律に基づき、農業委員会、農業者及び就農希望者の支援業務を行う組織。昭和29年に設立され、平成28年に一般社団法人に組織移行し、同時に東京都知事による「東京都農業委員会ネットワーク機構」の指定を受けた。

○東京農業振興プラン

東京都農林・漁業振興対策審議会の答申「都市と共存し、都民生活に貢献する力強い東京農業の新たな展開」を踏まえて、平成29年に策定された、都が目指す農業振興の方向と今後の施策展開を示すプラン。

農業者及び農業団体、区市町村に対しては、農業振興及び地域の活性化に活用できる指針として提供し、都民に対しては、東京農業への積極的な参加と協力を働き掛けていくものとしている。また、「都市農業振興基本法」における、東京都の地方計画を兼ねるものとなっている。

○特定生産緑地制度

生産緑地法に創設された、買取申出の開始時期を10年延長する制度のこと。現行の生産緑地は指

定から30年を経過するといつでも買取申出が可能となることから、相続税納税猶予制度の適用が受けられなくなるのではないかとの懸念から創設された。市町村は、生産緑地の所有者の意向を基に、当該生産緑地を特定生産緑地として指定することができ、10年経過後は改めて所有者の同意を得て、繰り返し延長ができる。

○都市農業

広義には都市及びその周辺における農業一般を指し、大消費地に近い農業地域、都市の生産緑地、市民農園等において営まれる農業等を包含する概念。都市住民の生活空間に隣接し、新鮮で安全な農産物を供給するとともに、水や緑、自然空間の提供等により環境や景観を維持し、ゆとりやうるおいを提供するという貴重な役割を担っていると考えられている。

○都市農業振興基本法・都市農業振興基本計画

都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的に平成27年に制定された。

「都市農業の有する機能の適切・十分な発揮とこれによる都市の農地の有効活用・適正保全」が図られるべきこと、「良好な市街地形成における農との共存」に資するよう都市農業の振興が図られるべきこと、「国民の理解の下に施策の推進」が図られるべきことを基本理念としている。これにより、従前、市街化区域内の農地は将来的に宅地化すべきものとされてきたところ、都市農業は振興、保全を図るべきものと政策転換がされた。

この法律に基づき、都市農業の振興に関する基本的な計画として、これからの都市農業の持続的な振興を図るための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国において、都市農業振興基本計画が策定された。

【な行】

○認定農業者

農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、都道府県の作成した基本方針、市町村の農業経営基盤強化のための基本構想（本計画）に基づく「農業経営改善計画」市町村に提出し認定を受けた農業者。市町村はその計画達成に向けて、様々な支援の措置を講じる。

○農家レストラン

農業を営む者が、食品衛生法に基づき、不特定多数の者に自ら生産した農産物や地域の食材を用いた料理を提供するレストラン。

○農業委員会

「農業委員会等に関する法律」に基づき市町村に設置される独立の行政委員会で、市町村長が議会の同意を得て任命した委員によって構成される農業者の代表機能を有した合議体組織。

農業委員会は、農地法等の規定により専属的な権限を行使する法令業務の執行機関及び優良農地の確保や耕作放棄地の解消、認定農業者等への農地の利用集積等の取組を行う農業構造政策の推進・実施機関としての役割を担っている。

○農業改良普及センター

普及指導員の活動により得られた知見の集約、農業者に対する情報提供、新規就農促進のための情報の提供・相談等を実施する機関。都道府県の判断により設置できる。

○農業経営基盤強化促進法

効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、育成すべき農業経営の目標を明らかにし、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対して、農用地の利用の集積及びこれらの農業者の経営管理の合理化、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じることを定めた法律。

○農業経営体

農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行う者うち、経営耕地面積が30a以上の規模の農業、農作物の作付面積等の規模が一定以上の農業又は農作業の受託の事業を行う者。

○農業女子PJ（プロジェクト）

農林水産省が推進する、女性農業者が日々の生活や仕事、自然との関わりの中で培った知恵を様々な企業の技術・ノウハウ・アイデアなどと結びつけ新たな商品やサービス、情報を創造し、社会に広く発信していくための取組。

○農業所得

農業粗収入から専従者給与以外の必要経費を除いたもの。

○農業制度資金（農業制度金融）

農業者が機械や施設の導入、大規模投資等をする場合や認定農業者が短期的な運転資金を必要とする場合、あるいは新たに農業を始めようとする者が低利・無利子で融資を受けられる制度。

○農地所有適格法人

農地法に基づき、法人形態によって農業を営む法人のうち、農業経営を行うために農地を取得できる法人。

○農のあるまちづくり推進会議

小平市第二次都市農業基本構想の進捗状況の確認や「農業」をキーワードとして意見交換を行い、まちづくりのなかに農業を位置付けていくための様々な方法を検討する会議体。農業に関する識見を有する者、農業団体、商業団体及び消費者団体の代表者、公募市民のうち市長が依頼する委員によって構成される。

○農林業センサス

我が国の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作

成し、提供することを目的に、5年ごとに行う調査で、国際連合食糧農業機関の世界農林業センサス計画に沿って、10年ごとに世界農林業センサスとして、その中間年に日本独自の農業センサスとして実施される。

【は行】

○「畑からまっしぐら」(シンボルマーク)

平成5年度に小平市都市地域農業農産物特産化推進事業の一環として、公募で選ばれたシンボルマーク。小平市の農業の象徴として、出荷箱、結束テープ、販売袋、のぼり旗等に掲載され、PRしている。

○プチ田舎(「都会から 一番近い プチ田舎」)

小平市観光まちづくり振興プランにおいて掲げられたキャッチフレーズ。

都会の特性である利便性の高さと、田舎(ふるさと)のイメージにあった緑に囲まれた環境という、都会と田舎の両方の良さが共存しているという意味の造語。ゆったりと住みやすいまちの代名詞として、小平市の魅力を伝える言葉として使われている。

○ブランド化

商品の品質、デザイン、イメージ、信頼感など、他の商品と差別化し、価値を見出すこと。

○「ブルーベリー栽培発祥の地 こだいら」(シンボルマーク)

ブルーベリー栽培発祥の地をPRするために、平成18年に武蔵野美術大学の学生がデザインして作成されたシンボルマーク。平成20年に市民公募により愛称が「ぶるべー」に決定。小平産ブルーベリーやその加工品に表示され、小平のブルーベリーをPRするのに役立っている。

ブルーベリーは、日本における「ブルーベリーの父」とも呼ばれている東京農工大学の故 岩垣駛夫教授が、初めて日本の気候に適したブルーベリーをアメリカから取り寄せ、実家が農家である教え子に託したことで、小平市にブルーベリーの木が植えられ、農産物としての栽培が始まった。

【ま行】

○マルシェ

フランス語で「市場」を意味する言葉。

【や行】

○有機JAS認証

農薬や化学肥料などの化学物質に頼らないで、自然界の力で生産された食品に対し、JAS法に基づき「有機JAS規格」に適合した生産が行われていることを第三者機関が検査し、認証する制度。

認証された事業者は有機JASマークを使用することができる。なお、農産物及び農産物加工食品は、有機JASマークが付されたものでなければ「有機」「オーガニック」などの名称の表示や、これと紛らわしい表示を付すことは法律で禁止されている。

【ら行】

○6次産業化

地域資源を有効に活用し、農林漁業者（1次産業）がこれまでの原材料供給者としてだけでなく、自ら連携して加工（2次産業）、流通や販売（3次産業）に取り組む経営の多角化を進めることで、雇用の確保や所得の向上を目指すこと。こうした経営の多角化の取組は、地域の活性化に繋がることが期待されている。

小平市農業振興計画

平成30年3月発行

編集・発行 小平市 地域振興部 産業振興課

住所 〒187-8701

東京都小平市小川町二丁目1333番地

電話 042(346)9533

電子メール sangyoshinko@city.kodaira.lg.jp

¥230

